

衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十号

昭和五十二年四月二十一日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事

山崎平八郎君

理事

美濃 政市君

理事

稲富 稜人君

理事

阿部 文男君

理事

加藤 紘一君

理事

中野 四郎君

理事

福島 讓二君

理事

森 清君

理事

柴田 健治君

理事

新盛 辰雄君

理事

馬場 昇君

理事

米田 東吾君

理事

吉浦 忠治君

理事

東中 光雄君

理事

甘利 正君

出席國務大臣
農林大臣 鈴木 善幸君
出席政府委員
内閣官房副長官 塩川正十郎君
防衛庁長官官房 渡邊 伊助君
防衛審議官 伊藤 圭一君
防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
外務省アジア局 中江 要介君
外務省条約局長 中島敏次郎君
水産庁長官 岡安 誠君
海上保安庁次長 岡 孝君
委員外の出席者
外務大臣官房外 井口 武夫君
務参事官 加藤 吉弥君
外務省欧亜局外 務参事官 加藤 吉弥君

海上保安庁総務 部長 鈴木 登君
農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月二十一日

辞任

岡田 利春君

東中 光雄君

菊池福治郎君

同日

辞任

米田 東吾君

正森 成二君

甘利 正君

同日

補欠選任

岡田 利春君

東中 光雄君

菊池福治郎君

同日

補欠選任

米田 東吾君

正森 成二君

甘利 正君

同日

補欠選任

岡田 利春君

東中 光雄君

菊池福治郎君

同日

補欠選任

米田 東吾君

正森 成二君

甘利 正君

四月二十日

食糧備蓄法の制定に関する請願(湊徹郎君紹介)
(第三六〇六号)

沿岸漁場の開発整備に関する請願(湊徹郎君紹介)
(第三六〇七号)

畜産物の輸入規制に関する請願(湊徹郎君紹介)
(第三六〇八号)

農畜産物の価格保障及び安定対策に関する請願
(馬場昇君紹介)(第三七四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

領海法案(内閣提出第六七号)

○金子委員長 これより会議を開きます。

領海法案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。米田東吾君。

○米田委員 私は、領海法案に関連いたしました
て、主として日本海の漁業の關係につきまして、
きょうは、大臣並びに水産庁長官、また海上保安
庁等にお聞きをしたいと思いますところござい
ます。

大臣にお伺いいたしますが、漁業交渉、大変御
苦労までございました。今度の一連のソ連との
漁業交渉におきましては、新聞報道等によりまし
ての理解でございまして、領土の問題も関
連いたしますが、北洋漁業における日本の既得権
の確保と二百海里宣言の中における日本の漁業の
安定ということが中心になりましてのお話し合い
だったようにございます。

そこで、私がお聞きしたいのは、その中に当然
含まれておるでありまして、日本海の
漁業という關係におきましては大体どんなことが
お話し合いの対象として出ましたのか、日本海の
漁業の關係については何が話題になりましたでし
ょうか。また、大臣からどんな点についてお話し
合いの話題として提供されましたでしょうか、最
初にそこあたりをお聞きをしておきたいと思
うのでございます。

○鈴木國務大臣 日ソ漁業交渉におきましては、
ソ連の漁業専管水域二百海里内におけるところの
規制措置、具体的な操業についての条件、方法、
そういうものが議題として議論をされますと、同
時に、ソ連邦最高会議幹部会令に従いまして定め
られる海域の問題、それから日本の二百海里漁業
水域の設定を前提とした、またわが国の領海幅員
を三百海里から二百海里に拡張するということ、そ
れを前提とした問題、そういう問題につきまして
交渉がなされたわけでございますが、昨日も御報

告申し上げておりますように、協定案文第一条の
適用海域の問題、第二条のわが国の領海幅員を三
海里から十二海里にした場合、さらに二百海里の
漁業水域を設定した場合、ソ側が日本側にどうい
う姿で入ってくるか、それを規定いたします問
題、第一条、第二条の問題、これが双方の間で残
されておる問題でございます。第二条の問題は、
イシコフ漁業大臣と私との間では基本的に合意を
いたしておりますが、成文化の問題でソ側の法制
上のたてまえてわが方のたてまえて違ふ点もござ
いまして、成文化の段階でまだ最終的に煮詰まっ
ていない、こういう段階でございます。

日本海の問題につきましては、結局、ソ側の適
用海域の問題に関連をいたします。これは全体の
問題として取り上げられておりまして、日本海
の問題だけを特定して議論はいたしてございま
せん。

○米田委員 水産庁長官もおいでだと思つたのであ
りますが、実務的な段階で、日本海の水産漁業資
源の問題等につきまして、あるいは漁獲の問題等
につきまして、日本海に限ってでございますけれ
ども、何かソ連との間にお話し合いの他
ございますでしょうか。

○岡安政府委員 ただいま大臣からお話し申し上げ
ましたとおり、具体的な海域等につきましても
話は全く出ておりません。

○米田委員 日本の水産漁業全体の中に占むる
日本海の水産資源というものは決して大きいもの
ではないと思つておりました、私の推計では約
一〇%程度ではないかと思つておりましたけれ
ども、それにいたしました、日本海の水産資源と
いうものは、将来を展望します場合に、日本にと
りましてはまことに重要な資源であり、しかも最
も日本に近い漁業資源だと私は思つたのでありま
して、これから二百海里専管水域という国際趨勢を

考えますときに、日本海の漁業をどうするかという問題は、まことに重要な問題になってくるのではないかと私は思うのであります。

そういう面からいまして、特に水産庁長官にお聞きするのでありますけれども、日本海の問題がやや軽視とは言いませんが、中心が北洋の關係であつたことはこれはもう私も認めるところであります。日本海の問題がほとんど話題にならなかつたという情勢につきましては、私はどうもちょっと残念に思ふのです。二百海里宣言はソ連は日本海に適用しないということでもないと思ふのであります。そういう面からいまして、ちよつと残念に思ふのですが、長官は何かこのことについてはお考えがあつたのでございましょうか。

○鈴木國務大臣 非常に重要な問題でございまして、私から御答弁を申し上げます。

先ほど御説明を申し上げましたように、第一の線引きの問題、四島絡みの問題が焦点になりまして、これに結局日本海の問題も相關連してくるわけでございまして。したがって、決して日本海の漁業問題というものを私は軽視もしておりませんし、米田さん御指摘のように大変重要な地位を日本漁業にとりまして占めておる。また多数の關係漁民もおるわけでございまして、私は日本海漁業というものを常に頭に置きながら交渉には臨んでおるわけでございまして、具体的な問題としてまだ線引きの問題が煮詰まつておりません關係でそこまで入つていないというだけのことでございます。ソ連が考へておりますような日本海の線引きを一応想定をいたしました場合に、ただの漁獲量が一応そこにあるかということも私の頭の中にはきつとあるわけでございまして。たとえば、朝鮮人民共和國の周辺海域におけるわが国の漁獲量は約六万数千トン。イカが一番多いわけでございまして、四万数千トンそのうちにイカが含まれております。そのほかに底びき、あるいはカニかご漁業、いろいろ重要な漁業資源があるわけでございます。決してこれが頭の中になんということではないに、線引きの問題が決まつてま

いりませんと具体的なそれらの問題についての交渉ということがこちらからも出しにくいし向こうからも出てこない、こういう段階にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○米田委員 その間の事情、お話を經過といひますか、そういう事情もあつたと思ひのでございまして、よくわかります。ただ私は、ややもすると北洋漁業の關係の中に隠れて日本海の漁場というものが見失われぬように、ひとつ大臣に観点をばつかりつかんでいただきたいということでも申し上げたわけであります。

それで特に最近の新聞報道等によりまして、北洋から締め出された漁船が、これは日本だけじゃなしに韓国あたりでもそのように聞いておりますが日本海に集中しておる、そういう報道等も一部あるようでございまして、全体としては水産庁はどのようにつかんでいらつしやるのであります。

○岡安政府委員 韓国の漁船につきましては新聞にも報道されておりますとおり、ソ連邦が二百海里の漁業専管水域を設定したことによりまして三月一日以降ソ連邦二百海里の沿岸から退避をいたしまして、相当の部分が北海道の東の方の太平洋に集結をいたしまして操業するということもありまして、わが国の沿岸漁船に相当被害を与えたという事実はございまして。北海道の日本海沿岸につきましても十隻内外があらわれまして操業しておるという情報はございまして、主力はやはり北海道の東の太平洋沿岸に集まつておるといふうちに私どもは聞いております。今後変化等もございまいしうから、私どももいたしましては韓国漁船の操業の事情等につきましては韓国政府ともよく連絡をとり、また民間ベースにおきましても連絡をとりながらわが国の沿岸漁船の操業に支障がないようによく話し合ひを行つてまいりたい、かように考へております。

○米田委員 国内の業界等に対する行政指導といひますかこういう面につきましてはどうでござい

○鈴木國務大臣 これは私もきわめて重大視して神経を使つておる点でございまして、四月一日から北洋の漁場から締め出しを食つたということ、それが日本海その他の漁場に許可証を持つておるということで北海道等の沖合い底びき網漁業等が操業を始めるということになりますと、沿岸漁業者との間にトラブルを起こす心配があるわけでございます。私はこの際日ソ交渉をやつてまいりましたためには国内の漁業者間でそういう相克、摩擦があつてはいけない、こういうことを厳に戒めなければならぬということ、係官を北海道に派遣をして、關係業界に十分情勢を訴えて自衛をするようにということ、強力な行政指導をやつておるところでございまして。

○米田委員 日本海の漁業のこれからの問題につきましては、大臣からとりあへずはソ連の線引きが明確になればいづれまた政府としてもはつきりした方針を示すという御答弁のようでございまして。それは理解できるものであります。いづれにいたしましても二百海里専管水域という趨勢は、これが國際的に定着化の方向に進むというふうに見て私は差し支えないと思つておるわけであります。それから日本におきましても、きょう国会に出されるのでございまして、いわゆる二百海里法案、この法案の關係からいまして、日本海は二百海里水域で、中間線で線引きをするというふうな御趣旨のようでもございまして。そういうふうな關係から考へますときに、一体日本海の漁業というものはどうするのか、そういう二百海里体制の中でのどのように今後発展をさせ、あるいは養殖その他を含めまして安定的な漁場として、今後どう確保していくのかということ、本場にこれは政府としても、關係漁民にとりましても、国民もまた、非常に重要なたん白資源でございまして、重大な関心を持つておるところでございまして、そういう点につきまして、政府の方で一定の方針あるいは計画というふうなものがないのかどうか、示されないのかどうか、もう一回私はお聞きをしておきたいと思つております。

○鈴木國務大臣 いやいよいよわが国も二百海里漁業水域を設定をする。きょうお許しを得て衆議院の當委員会提案趣旨の説明をやらしていただく、こういうことになれば、いよいよわが国の二百海里漁業水域の設定と、こういうことになるわけでございます。

その際におきまして、日本海における線引きの問題、わが方の二百海里線引きの問題、またこれに對して、中国あるいは韓国あるいは朝鮮人民共和國、ソ連はもとよりでございまして、それらとの間の關係がどうなるか、相互の間にどう線引きがなされるかということ、日本海の新しい漁業秩序というものは非常に重要でございまして。太平洋岸の方は、北方四島絡みの問題が片づきますと、後は余り大きなむずかしい問題はわが国の二百海里の設定についてはそうないわけではございませんけれども、日本海の場合にはそれが非常に重要な問題として提起されてくるわけではございません。この点につきましては、ただいま中国に對してしましても、あるいは韓国に對してしましても、あるいは外務省は外交チャンネルを通じてましても、臺灣にまで、いろいろわが方の考へ、方針等を説明をして、理解を求めておるところでございまして。私どもは、そういう隣接諸國の考へ方も十分踏まえまして、わが方の二百海里の設定に万全を期したい、このように考へております。

と同時に、日本海の方はどうしても海がそれだけ狭くなるわけではございません。そういうことを勘案をいたしまして、すでに水産庁におきましては、日本海の沿岸漁業の振興、特に栽培漁業等の振興につきましては、これに特別な配慮を行つておるところでございまして、現在国立の栽培漁業センターは瀬戸内海にございまして。北太平洋にも一カ所設けることに五十二年度の予算で確保されておりますが、國が助成をして県単位でつくられますところの栽培漁業センター、これは日本海側に重点を置きまして、できるだけ各県にこの栽培漁業センターを設置し、そして栽培漁業の振興を図る。また、沿岸漁場開発整備事業二千億、七カ

年計画、この点におきましても、日本海の特長事情を十分勘案をいたしまして、沿岸漁業振興のための施策を強化してまいりたい、このように考えております。

○米田委員 そこで大臣、ただいまの私の質問に関連いたしましてもう一つお聞きしておきたいのでありますが、いずれにいたしまして、日本海の漁業を考えます場合に、たとえば日ソにしても日韓にしてもあるいは日中にしても、二国間の漁業協定あるいは多国間の漁業協定という方向で、将来また新しい秩序というものを維持していくという方向に進むことが一つ考えられると思います。いま一つは、日本海というものを共同のものとして、共同管理の海域として、新しい秩序とそれから水産資源の管理、栽培、漁場の確保というようなものを共同で進めるというような方向も、一つはまた考えていかれる問題ではないか、こういうふうにも思うのでありますが、いまはまだその計画立案の段階に入っていないと御答弁されるかもしれませんが、将来の問題として、これらの問題について農林省は検討されているのかどうか、またどういう方向が好ましいとお考えになっていらっしゃるのか、このこともちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

○鈴木閣僚 それぞれ領海というものを設定をしておるわけでございます。わが方も三海里から十二海里に領海の幅員を拡大する。領海部分につきましては、これは各国がそれぞれやるわけでございます。

そこで、領海の外の海域につきまして、私は基本的に、ソ連を除きましては相互主義でやっていきたい。相互主義と申しますことは、中国なり韓国なりあるいは朝鮮人民共和国なり、相手国が二百海里をしない場合にはわが国もできるだけ現状のままでやっていきたい、こういう考えを持っております。しかし、それぞれの国が二百海里をやってくるというようになりますと、海洋法会議の単一草案等の観点からいいますと、そのダブった部分につきましては中間線で海域を分けて、

そして管轄をするということになります。いま米田さんは、そういう分割の方法でなしに、領海部分を除いたそういう海域については、共同管理制というふうな構想でやる考えがあるかどうか、こういう御質問だと思っておりますが、これは相手国のあることでございまして、私どもは今後十分相手国の考えも聞きながら、その情勢によって対応していきたい、こう考えております。

○米田委員 大臣、私が申し上げましたのは、領海というものをたな上げにして、そして領海も含めて共同管理という意味で申し上げたわけではございません。日本の場合で例にとりますれば、いま領海法が出ておりますから、これが国会を通りますれば十二海里。ソ連の場合でいきますれば、二百海里は多分にソ連の考えで、私どもが理解するところによりますれば、二百海里は日本の二百海里と質的には違ふようであります。領海的な、主権が及ぶような二百海里の設定のように私は理解するわけであります。多少そういう点は違ひますけれども、日本がいま出そうとしております二百海里漁業専管の水域、これが仮に中間線をとって設定されることになりましたか。それはそれで認めた上で、漁業の管理あるいは最大資源確保等については共同で管理をする、共同で調査をする、こういうような方向でいかないか。また漁獲量の割り当て等につきましては当然共同で、そういういづれかの協議が持たれまして、多国間の協議によることでの結論に従った方向でそれぞれの漁獲量というものが決まってくるかと私は思うのでありますけれども、いづれにしても、日本海というものを一つの海としての共同のものとしての方向に持っていくような方向は考えられないのかどうか、こういう発想は当たらないのかどうかということをお聞きしたわけなのであります。

○鈴木閣僚 大臣、これは非常に重要な内容を含んでおる御発言と思っておりますので、整理をして明確に御答弁を申し上げておきたいと思っております。

今度十二海里になるわが国の領海、この十二海里につきましては、いかなる国との間におきましても、この十二海里領海の中には他国船の操業を絶対に認めることはできません。これをまずはっきり申し上げておくわけでございます。

その領海の外、わが国の漁業水域が設定をされます百八十八海里の部分、この部分が他の国の二百海里水域とダブった場合、オーバーラップした場合に、海洋法会議の単一草案等の趣旨を踏まえまして、中間線で海域を分ける。そして、二百海里法がそこに適用される。つまり、わが国の水産資源に対する保存並びに有効利用というわが国の主権的権利がそこに行使される、こういうことになります。

そこで、ダブった部分についてお互いにひとつ共同でこの水域の資源保存なり漁獲の規制なりやるのではないかとという相手国の要請があるかないか。あった場合にどうするかという問題につきましては、これは慎重にひとつ考慮をしたい、こう思います。

それから、相手側の領海外の二百海里水域の方々に、実績に基づいてわが国の漁船が入漁する。これは当然協定によつてそのことが決められるわけでございます。その場合におきましても、これは全体に当てはまる方針でございますけれども、よその国の二百海里漁業専管水域、これがどうも、アメリカにしてもあるいはソ連の場合におきましても、主権的権利が自分の国にあるんだから、基本的に割り当ては一方的に行う、こういう主張が強いわけでございまして、わが方としてはその実績に基づく許容漁獲量の設定については十分協議をしながら、また資源の調査、情報の交換あるいはその漁獲の方法、そういう条件、そういうものにつきましてもできるだけ話し合いをしていきたい、こういう考えでございます。

これを整理して、明確にいたしておきたいと思っております。

○米田委員 この問題はまたいずれ機会を見て、もう少し私の方も整理をしてお聞きしたいと思っております。

もう一つ大臣、さっき大臣の御答弁にありまして、

たけれども、領海法に連動いたしまして二百海里法が出てまいりますと、いまもお話がありました、これによりますれば、韓国と中国、これには相互主義という御答弁にありましたというたてまえからだと思っておりますが、言うなれば政令で適用しない。しかし朝鮮民主主義人民共和国、この関係では、国交がないわけでありまして、この相互主義というものはどういうふうな理解されるか私わかりませんが、二百海里設定の関係ではどうなっていくように政府としては方針を持っていらっしゃるのか、この点もお聞きしておきたいと思っております。

○鈴木閣僚 大臣、米田さん御指摘のように、朝鮮人民共和国との間にはいまだ国交が開かれておりません。そういうような関係で、事前にお話し合いをするとかそういうことはなかなかむずかしい問題でございます。しかし朝鮮人民共和国が二百海里を設定されるというふうな方針でございますれば、わが方としても、これは当然わが国の二百海里水域というものは設定をするわけでございまして、話し合いでどうこうということではできません。話し合いでどうこうというふうに考えております。しかし、この二百海里法原則というものは申し上げるまでもなしに、わが国の国土の沿岸の基線から沖合二百海里、領海十二海里が設定をされる、その外に百八十八海里の漁業水域が設定をされる、これはこの二百海里法の基本的なものでございまして、ただ、そういう中で、相手国が二百海里をやらぬ場合におきましては、政令の段階でそれを一時適用をしない、こういうだけのことでございまして、基本的にこの二百海里法というのは日本の国土の基線から全部に二百海里は設定をされる、こういうことに明確に御理解を願いたい、こう思うわけであります。

○米田委員 そこで中国と韓国、これには外交関係もあるわけでありまして、政府間の接触もあるわけでありまして、いまのところこちらから二百海里で、言葉は悪いけれども、仕掛けるという条件はない、相互主義で相手の方がもし利益とい

三

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十号

昭和五十二年四月二十一日

うことで二百海里が宣言されれば受けざるを得ないということであると思うのでありますが、そのときの準備はしてある。ただ、朝鮮民主主義人民共和国の場合はそれが無いわけでありまして。そこで、いま政府は公式にどういう理解をしていらっしゃるのですか。朝鮮の領海は何海里だという理解をしていらっしゃるのですか。それから、朝鮮ではやはりこの海洋法の国際的な趨勢はやはり理解しておるわけでありまして、二百海里についてどういう見解を持っていますか。これは政府間でもやはり私は情報なり何らかのものは持っているつもりだと思ふのでありますけれども、答えていただけませんか。

○中江政府委員 北朝鮮の領海が何海里かというのはたびたび問題になるのでございますけれども、私も、私も海洋法会議その他の会議に出席しております。向こうの発言その他から見ると、そこでは、十二海里というふうな了解しております。朝鮮半島から南北ともに海洋法会議に出席しておりますので、海洋法会議にあらわれております。国際的な趨勢は南北ともに理解しております。こういうふうな前提で対処をしていけばいいのではないかと、こう思っています。

○米田委員 アジア局長、南も北もともに理解していればよろしいのではないかと、これは、二百海里の問題については同じに理解してよろしい、こういうことでよろしいでしょうか。

○中江政府委員 国連海洋法会議における国際的な趨勢というものは当然理解しておると思ひますけれども、それに基いてどういふふうな点については、先ほど農林大臣の御説明にもありましたように、韓国との間では外交関係がございまして、韓国は韓国としてどう考えているかというところは比較的正確に把握できますけれども、北朝鮮につきましては、遺憾ながら外交関係がございまして、その方法は限られている、こういうことでございします。

○米田委員 そこでひとつお聞きをいたします。

これは水産庁にお聞きいたしますけれども、今日たまたまの時点で、朝鮮民主主義人民共和国の海域にわたる、要するに領海十二海里と思われるそれ以遠の公海に日本の漁船は出漁しておりますか。

○岡安政府委員 朝鮮人民共和国いわゆる北朝鮮の領海の以遠、まあ二百海里近辺でございますけれども、現在、わが国の漁船が操業いたしております。

○米田委員 大臣も水産庁長官も、これは公式の委員会の場でございましてから申し上げておきますが、北朝鮮の正式の国名は朝鮮民主主義人民共和国、こういうことでございましてから……。

そうすると、現在でも出漁しておるといふことでございします。

そこで私はお聞きしたいのでございますけれども、このように海洋の新しい秩序をめぐりまして、しかも海洋資源の確保という面からいまして、二百海里専管水域の方向というものはこれからますます強まるであらうし、ほとんどそれが領海のものとして今後国際的な普通の認識になっていくということになるのじゃないかと私は思ふのであります。要するに二百海里というものはもう常識になっていくことになる、私には思ふのであります。要するに二百海里というものはもう常識になっていくことになる、私には思ふのであります。要するに二百海里というものはもう常識になっていくことになる、私には思ふのであります。

問題は朝鮮民主主義人民共和国との関係であります。これは一体このまま国交がないという状態で推移してよろしいのかどうか。この漁業の関係

一つ考えましても私は非常に重要な問題になってきているのじゃないかと思ふのであります。いままでのように三海里時代、それから十二海里時代、これは海を隔てての接触、海峡の関係では私はそう摩擦はないと思ふのでありますけれども、好むと好まざるにかかわらず、二百海里の方向が固まってきたら、何といひましても朝鮮民主主義人民共和国とはもうつながってくるわけでありまして、中間線をどうと何であらうとつながってくるわけでありまして、そういうときに、国交がないから、非承認国だからということで政府間の話し合いが持たないという状態が一体いのかどうか、許されるのかどうかという問題が一つあるだろうと私は思ふのです。これは実際素朴に、いま朝鮮海域に出てくる石川県の漁民あるいは佐賀県や山口県の漁民は、やはりそのことを心配しております。日々フグだとかあるいはサバだとかスルメだとか、そういうものを追って朝鮮の近海に、近海といひましても領海を侵してございせんが、出ていきまして漁をしている諸君は二百海里になったときに一体どうなるのだろうか、日本政府は一体どういふふうなわれわれの漁業というものについて見てくれるのだろうか、非常に深刻に心配しております。私はそれらのことを考えますときに、この問題は改めて政治家として大臣からひとつ考えていただかなければならぬ問題だろうと思ひますし、外務省におきましてもこの問題については真剣に取り上げていただかなければならぬ問題じゃないか、こう思っておりますのであります。御見解いかがでございますか。

○鈴木国務大臣 おっしゃるとおり、日本海のその水域で現在操業をしており、また伝統的な実績を持つております漁業者にとりましては、大変重大な関心事であり、心配もされていっていると思ひます。ただ、いまのような両国の国交関係が開かれておらない関係もございまして、この朝鮮民主主義人民共和国との漁業問題も、漁業問題だけ切り離して処理するということは非常に困難である、日本の外交全体としての方針の中でこの問題は十

分検討されなければならない問題である、このように考えております。

○中江政府委員 政府がこれまで朝鮮民主主義人民共和国との関係で表明しております態度は、これはもう日朝間の民間の接触に御努力いただいております米田先生には先刻御承知のことでございますけれども、日本政府としては北朝鮮を敵視するということがないのだ、で、得ることならば事実上の関係を積み重ねていきたいという態度でございまして、御記憶にもございまして、先般、松生丸事件が起きましたときとかそういうときに、私も、私もとりまいたいろいろの措置に對して、北朝鮮側での受け答え方というものが、必ずしも私どもの期待するような方向には動かなかったというふうなこともございまして、しかし、基本的には日本と朝鮮半島全体との関係というものは、日本にとりて、いま農林大臣も言われましたように、総合的に見て非常に重要な問題であるという認識のもとに、いままでのスポーツとか文化とかあるいは貿易とか、そういうものに限らずにだんだんと関係を深めることによってまず相互理解をして、信頼関係が打ち立てられたいと、政府間の関係と一口で申ししてもなかなか進みにくい。しかし、私もはそういう努力は重ねていきたい、こう思っております。

したがって、いまの漁業の問題につきましても、漁業問題としてその部分だけが何らか直接話をしなければ困るというふうな事態になりまして、いままでの経験からいいますと、民間レベルでの接触あるいはそういうパイプを通じての意思疎通なり意見交換ということもありまして、他方、先ほど申し上げました国連の海洋法会議には、北朝鮮の方も正式にメンバーとして参加しておりますので、そういう場こそこの海洋の問題を話し合い、相互に理解をするには適当な場であらうか、こういうふうにも考えておりますが、いまのところは具体的に、どちらから二百海里を線引きしようというところが出てきておりませんので静観している、こういうことでござい

ざいます。

○米田委員 先ほどの私の質問によりまして、いまでも朝鮮の近海には日本の漁船が出漁しておるという御答弁をいただいたわけでありまして、これは四十九年の統計でありますけれども、私の手元にある統計によりますれば、日本海全体の年間の水揚げ量が百四万四千トン、このうちスルメイカ、これは大臣からも御答弁ありましたけれども朝鮮の近海あるいは沿海州、ソ連の近海も含まれると思ひますけれども十萬七千トン、サバ類、これはほとんど朝鮮半島の近海になると思ひますが三十二萬五千トン、このような水揚げ量になつてゐるわけでありまして、

また、五十年の統計でありますけれども、要するに水産庁が調べた資料によりまして、外国の二百海里水域内では日本の水揚げをしてゐるかどうかという点についての調査でございます。外国沿岸の二百海里以内の水域における日本の漁獲量、このうち関係する南北朝鮮の二百海里水域内での程度あるかという点を見ますと、昭和四十九年は二十萬九千トン、五十年が二十四萬一千トン、これは他のほとんどの海域では漁獲量が減つてゐるのでありますけれども、この南北朝鮮の近海における漁獲量は逆にふえてゐる、こういう統計が私の手元にあるわけでありまして、

このように、とにかく朝鮮半島の近海には、日本の漁場として漁民が絶えず出漁をしてゐるというところでございまして、国交の関係、政治的な分野はどうあると、漁民は魚を追つて朝鮮近海に出漁をしてゐるという現状であります。このことはやはり大臣も水産庁も外務省も、現実の問題として直視をしていただかなければならぬし、これは守つていただくという立場に立つていただかなければならぬだろうと私は思ひます。

そういう観点で、いまの大臣とアジア局長の御答弁に關連して、私は再度御質問をするわけでありまして、

外交関係は、確かにおっしゃるとおり切り売りしたりあるいはある部分的なことだけの外交とい

うのはあり得ないと思ひますけれども、何かこれらの関係について好ましい友好的な関係が引き出せるなら、あるいは漁業の安全なりそういうものに貢献するなら、漁民を中心にした民間ベースの漁業協定などと言うと大げさになりますがそれに近いような、それに類するようなものができてもいいんじゃないかと思ひますし、そういうものについては政府としても理解をしていただくということがあつてもよろしいのではないかと。そういうことの積み重ねが将来、日本の外交展開に大きな役立ちになる。いままでの、かつての日本の外交の歴史を見ましても、たとえば日中においても日ソにおいても、そういう大きな民間の力というものが役立つて国と国との外交関係の樹立という方向に実を結んでおるわけなんです。これは歴史であります。そういうことからいまして、その点については水産庁を預かる農林大臣もまた外務省も、ある程度理解を示されてもいいんじゃないかと私は思ひますけれども、いかがでございましょう。

○鈴木国務大臣 米田委員の御意見、私も十分理解をするところでございまして、したがうして、あらゆる角度から検討も加へいろいろ努力をしてみたいものだ、このように考へてゐる次第でございまして、

○中江政府委員 かつて国会でも外務大臣の口から、もし日朝間に民間の漁業に関する何らかのアレンジメントができれば、それには特に異存があるわけはない、政府としてはあらゆる日本国民の利益を守るのが責務であるからというやうな御答弁があつたと記憶をいたしておりますが、その考へ方にはいまも変わりはございませぬし、いまおっしゃいますやうな日朝間の関係といひましても、これは米田委員の御質問にもありますやうに朝鮮半島全域の沿岸に終まつての日本漁民の利益という点になりますと、まず朝鮮半島の南と北の間での漁業秩序というものが私どもとしては非常に望ましいということも言えるわけではございまして、いつも申し上げるやうに、南北間の

対決が激しくならないで、むしろそこに漁業に關しましても調整ができ、また日本との関係でも、あらゆるレベルで関係が改善していくということにつきましては、外務省といたしましては外交関係の有無という差はありましても、その限度内でできる限りの努力をしてみたいということではございまして、

○米田委員 最後に、海上保安庁の長官に来ていただいておりましたところですが、御質問をして終わりたいと思つております。

国交のないいわゆる北朝鮮、この海域への日本の漁船の出漁というものは年々ふえておりますし、漁民もふえておると私は思ひます。しかし半面、ここにはほとんど事故も事件もないやうであります。一昨年松生丸事件が黄海においてありましたが、それについては北朝鮮との関係においてはないうであります。私は非常に好ましいことだと思ひます。今後とも漁民の保護、安全操業等について、海上保安庁から積極的な漁民の指導、あわせて警備の万全を期していただきますやうにお願いをしておきたいと思ひますし、お考えをお聞かして私の質問を終わりたいと思ひます。

○岡政府委員 日本海海域におきますところの漁船の操業の安全確保という点につきましては、海上保安庁といたしまして、これまで十分にこれに對しまして関心を払い、また対処いたしてまいつたところでございまして、具体的には、操業をする漁船に對しまして事前にいろいろな安全操業についての指導を行いますとともに、いろいろと事件が発生いたしました際には、それに應じた措置を講じてきてゐるわけではございまして、いま先生のおっしゃいますやうに、今後いろいろと漁業の情勢も変わつてくると思ひますし、それに應じて私どもの体制なり対策も考へていかなければならぬといふやうに考へております。

先生にこの席で一つ申し上げることができまして、これはこれまで従来海上保安庁の体制といたしまして、山陰の地方が飛行機によるところの空か

らの監視が一つ抜けておつたところではございまして、こういう点が日本海に對するところの海上保安庁の体制としては一つの弱点でございまして、五十二年度の予算におきまして美保に新しく航空基地をつくることにいたしました。そしてここにヘリコプターを配置いたしまして、これによりまして日本海空からの監視、それから救難、これに備へることにいたしてあります。そのほか日本海方面に配置しております巡視船、現在仙崎から敦賀までの間に八隻ございまして、そのうちでかなり老朽の船が多かつたわけでございまして、しかし、最近老朽船の代替もかなり計画が乗つてまいりまして、一昨年からことしにかけまして、いまの山陰沿岸の海上保安庁の巡視船の性能も相当によくなることになつてゐます。そういうことで実質的にはかなり体制の強化がされていくというのを申し上げることができると思ひます。さらに、二百海里の時代を迎へまして、またそういう新しい情勢も出てまいりと思ひますので、それに應じた体制の強化というものはさらに研究をしてまいりたい、こういうふうと思つております。

○米田委員 終わります。

○金子委員長 武田一夫君。

○武田委員 最初に領海問題につきましてお尋ねいたしますが、その前に、大臣が十三日記者会見をされた席上におきまして、いま北方領土も漁業問題もどちらも傷つけることはできない、悪戦苦闘の状態である、こういうふうな述べられたところでございますが、私、地元石巻という漁協に歸りましたら、その話を皆さん方が聞いておりました、非常にがんばつてゐる姿に、われわれも大変だけれども耐へ忍んでいくんだ、ひとつ勇氣ある決断をもつてこの問題の解決に当たつていただきたい、そういう伝言をしていただきたいといふことを依頼されたので、一言申し上げて質問に入らせていただきたいと思います。

まず、国際海峽についてでございますが、現状凍結ということ、これは現行の国際法にははつきりとしたものが見当たらない、こういうわけであ

国会で成立するときに、こうした法案の成立というのが対ソ漁業交渉に当たって具体的に何らかのメリットをわが国に与えるものかどうか、その点についての見解を伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 私は、日ソ交渉をずっとやってまいりまして、ソ側と共通の土俵、共通の条件を整えて交渉に当たることが、将来、こういたします、こういう考えですと言ふようなことではなしに、具体的にわが国もこうなっておりますと言ふことが交渉の上で非常にやりやすいということをも身をもって感じておるからでございます。

○武田委員 先日外務省が二百海里法が成立しても甘さは禁物という見出しの内容の話をしておりました。現況から考えますと、二百海里の問題がそうした交渉の決め手になるといふのは疑問であるというようにおっしゃっておりますが、そういうことに対する大臣のお考えとしては、これは間違いなく今後の交渉において一つの大きな武器になるんだという確信がございまして、よろしくか。もう一度伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 私は、これが日ソ交渉の現在の行き詰まりを打開する切り札になるといふうぐあいには甘くは見えておらないわけでございます。しかし、双方の土俵が共通のものになるといふことは、交渉におきまして、話し合いの上からいたしましてわが方としてそこにいろいろ足場がしっかりして行くということに考えておるわけでございまして、このこと自体がオールマイティーの決め手になるといふうぐあいに私は考えております。

○武田委員 交渉に当たって、ソ連側の態度から見て魚と領土問題を絡ませてきているわけですが、これも、これを絡ませないでの妥協が可能であるかという問題についての今後の見通しをどういふぐあいに考えられておりますか。

○鈴木国務大臣 これはしばしば国民の皆さんにも御理解をいただくために申し上げておるところでございますが、わが国固有の領土である北方四島の問題は、日ソの最高首脳の間で一九七三年に

戦後未解決の問題を解決して平和条約の締結のための交渉を継続して進めるといふことが合意をされておるわけでございます。したがって、今後の日ソ平和条約の交渉にささかの悪い影響、またわが方の主張を損ねるようなことであつては断じていけない、こういうことが第一点でございます。

第二点は、北洋の一世紀にわたるわが国漁民の血と汗によって開拓されてきた漁業権益、これをも守らなければならぬ。そういう二つの命題を達成させるために私努力をいたしておりますが、それは大変困難なことではございます。しかし私は、日ソ両国が、日ソ友好関係の将来に向かつての発展、安定的な基礎を築くのだという大局的な立場に立つて話し合いをいたしますならば、困難なことではあるけれども不可能なことではない、そういう立場でこれに取り組んでおるといふことを御了承賜りたいと思います。

○武田委員 五月にまた再開されるわけですが、再交渉がどういう形で進められるかというのはいくつかの大きな注目すべき事柄であります。その際、ソ連側がいままで出してきた線引きの問題について譲歩するといふような見通しがあるかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○鈴木国務大臣 閣僚会議決定の海域指定ということでありますれば、これは絶対にのむわけにまゐりません。今後、いま申し上げたような観点に立ちまして、ソ連の最高指導部にもよく日ソの将来というものを冷静に御判断を願わなければならぬところでございます。私も、おかげさまで国論の統一がしっかりとできておりますし、超党派の御支援もいただいております。また関係業界も御理解をいただいております。また、こういう国内体制がしっかりとできておりますから、私はそれを背景にして足場にしてソ連側との交渉に当たってまいりたいと思っております。

○武田委員 いま大臣が言われたように総合的に国内挙げての一致協力体制の中で交渉が期待しております。しかしながら万が一譲歩がないということでは

妥協が思わしくないということを考えた場合に、政府としては、その際の対応も考える必要があるのではないかというように私は思えてならないわけでございますが、その点についてはいかがお考えでございますか。

○鈴木国務大臣 四月一日から操業できないで日本の漁船は全部係船をして再出漁を待っているわけでございます。四月あるいは五月の間における休漁に対する手当て、今後の救済措置というものは、政府としても十分きめ細かくやっております。このこととしまして、それから先の日ソ交渉がまとまらない場合はどうかという予見を持って交渉に臨もうという考えは私にはございません。全力を挙げてこれが打開に当たるといふつもりでございます。

○武田委員 力強い決意をお聞きしまして非常に心強く思います。ソ連側が自国内での日本の漁船の操業を認めるかわりに、日本の十二海里内でのソ連漁船の操業を認めようという提案がされておりましたけれども、これに対する政府の正式な見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 わが国も領海の幅員を三海里から十二海里にするわけでございます。国会の御承認を得ればこれが発効するわけでございまして、領海は国土の延長でもあるというようにございまして、また、領海法を急いで国会の御承認をお願いしておるといふ事情等もございまして、私は、この十二海里領海内には、いずれの国の外国漁船といえども絶対に入漁をさせないということは明確にいたしております。その点、イシコフ大臣にも十分徹底するように私から申し上げておるところでございます。

○武田委員 わが国の漁業水域二百海里内で万外国軍隊等による演習、あるいはまた通過などは自由に行うということができるものかどうか、そういうことを現実の問題として考えることもできるのではないかと思います。その点についてのお考えをひとつお伺いしたいと思います。

○井口説明員 お答え申し上げます。漁業水域が設定された場合には、これは、漁業資源の保護と漁民の保護というふうな観点から、漁業の操業というものの支障があつてはならないということでございます。また、もしそのような事態が起きました場合には、やはり中止を要請するとか、そういう所要の措置が当然講じられるべきだと思っております。

○鈴木国務大臣 ただいまの外務省の御答弁は、先生の御質問の趣旨がよく把握できなかった点もあろうかと思うのでありますが、これはあくまで漁業水域、世間で漁業専管水域と言っておりますが、領海の外百八十八海里、この水域につきましては、水産資源の保存、管理、規制、有効利用、そういうような趣旨で設定をされますから、外国の漁船、協定を結ばない国、許可を受けないものが来てここでやるということになります。これは二百海里法に伴う国の取り締まりなり裁判官轄権に当たるといふわけでございます。しかし、そうでない一般の船舶がこれを通航するといふようなことは、これは妨げない、これは漁業に関する規制海域である、こういううぐあいに明確に御理解を願っておきたいと思つております。

○武田委員 次に伺いますが、サケ・マス交渉の結果が、六万二千トン、水産庁は、ほぼ満足の数量である、こういうふうなこととございしますが、この結果について、そのとおり満足なものとして受け取つていいものかどうか、ひとつ伺いたいと思つております。

○岡安政府委員 現在モスクワにおきまして、非公式でございますが日ソ漁業委員会の交渉が行われております。報道されておりますように、現在六万二千トンという漁獲数量の提示がありましたけれども、これは、ソ連側の六万二千トンの説明は、ソ連沿岸二百海里の外におきまして今年中に日本漁船に漁獲を許可すべき数量ということになつておるわけでございます。対比するのは非常にむずかしいわけでございますが、これは豊漁年でございますので一昨年の豊漁年、このときに

は、ソ連沿岸領海外のすべての公海におきまして八万七千トンのクォータということになっております。それと直ちに對比はできないわけでございますが、八万七千トンのクォータのうち、推定でございませうけれども、ソ連沿岸二百海里内で漁獲されたと思われる数量はほぼ二万トン前後というふうに想定されます。それを引きますと、六万七千トンが二百海里の外で漁獲されたということになります。六万七千トンという数字も直ちに比較は困難である。と申しますのは、やはりサケ・マス資源の状態等を勘案いたしまして、数年来漸次クォータは合意の上減らしております。毎年大体四千トンぐらいが減減をするというふうな傾向にございますので、それぞれ勘案いたしますと、今後二百海里内の問題は残りますけれども、ある程度妥当な数字を提示してきたものというふうなわれわれは考えております。

○武田委員 この結果が、こういうふうなものは、要するに漁期を失うよりもこういうもので妥協した方がいいんじゃないかというふうな動きがあったのではないかといいことも言われていますが、もしこれがこのまゝいけますと、日ソ漁業条約よりも二百海里時代の新秩序の方が優先するのではないかと、それはソ連側の主張を日本は認めたということになるんじゃないかというふうに考えている方もいるようでございますが、そういう点についてはどうお考えになっておりますか。

○鈴木国務大臣 この問題は、きわめてソ連の態度が原則に厳しい、三月一日から二百海里水域には幹部会令が適用されておるんだ、こういう原則に立っておるわけでございます。この原則は幾ら私が、何遍も挑戦をしたわけでございますけれども、これは壁が厚くて突破できない、こういう状況でございます。そこでとりあえず、二百海里内のおが方の実績というものは今後要求してまいります。二百海里の域外、この問題につきましては代表団の諸君も非常に努力をしてもらいました。向こうの代表団の首席代表であるニコノロ

フ首席代表、これは当初五万七千トンを提示してまいりまして、これ以上自分の段階ではどうにもならない、こういうことであつたわけでございますが、最後にイシコフ漁業大臣が、日ソ関係というものを考慮に入れられて五千トンを上積みをしてきた、そこで六万二千トンという数字が出てきた、こういう経過がございまして、これ以上の数字を幾ら粘りに粘つて要求してまいりまして、諸般の状況を勘案をいたしますとなかなか困難である。いまこれに対する評価が各方面でなされておると思うのでありますが、水産庁長官からただいま申し上げたように、大体一昨年の豊漁年の漁獲実績から言つても、二百海里の外側では約七万トンの実績。それからまた、二百海里の中の数字は約二万トン。ですから、八万七千トンから域内の二万トンを考慮いたしますと、それに毎年資源の保存というところで四千トン前後を漸減をしておるといふことになると、六万三千トン程度、こうなるわけでございます。それがイシコフ大臣の裁断で六万二千トンまで、あと一トンの問題でございます。漁期の関係もございまして、あと五百トン、一トトンがばつてみても、漁期を逸したのではことしの目的を達し得ない、こういうことも私も勘案いたしました。二百海里の外の部分については、おおむね妥当な漁獲量としてこれを了承するという方向でいま代表団に訓令を出しておるところでございます。

○武田委員 このサケ・マス交渉の結果、流し網漁船等は出漁のパスポートを手に入れた。ところが、母船式船団というのは港にストップだ。こうなりまして片一方は操業できる、片一方は操業できないで指をくわえて見ていなければならぬというところで、業界内におけるいろいろな不協和音といひますか、混乱、そういうものが起こつてくるのではないかと。また、スケトウの方はこのとおりであるというところと不満というものがあつてくるということも考えなければならぬ。そういうことに対してどういふふうに対処をしていくつもりか、お聞かせ願ひたいと思います。

○岡安政府委員 いま流し網と母船式とで差があるようなお話がありましたけれども、サケ・マスにつきましては、これはクォータが決まり、手続が進みますれば、母船式、流し網すべて許可証を発給いたしまして出漁できるわけでございます。いま御指摘のスケトウその他を目的といたしますほかの漁船につきましては、当然これは暫定協定が結ばれなければ出漁できないわけでございます。これも五月初旬に予定されております次回のお話で決着がつくものと考えております。私どもは、やはり漁期がございまして、サケ・マスについて出漁できるときにはこれを出漁させるという方針で臨みたいと思ひます。

○武田委員 これは大臣にひとつお願いという提案なんですけれども、私はあちこちの漁場あるいは漁業関係者等にお会いいたしますと、こうした漁業交渉が長引いているためにそういう方々の心労といひますか、苦勞といひますか、極限に近い状態、そういうものを感じます。ある漁民の方などは、私のこの血走つた目を見てほしい、こういうふうな言つておりました。こういうふうな状況の中で、われわれにもつと直に国が状況を説明してもらえないものか。あるいは今後の考え、方針等というものについて懇談をしながら、ひとつわれわれの考えも、できれば大臣が中心になつて、たとえば釧路その他、東北で言えば八戸あるいは石巻、塩釜という大変な地域だけでもさういう行動を通して、とにかく国を挙げてのさうした総力戦においてこの問題を解決するのだという決意と行動というものをわれわれにも示してもらいたいという声を伺つたわけでありまして、さうした漁民の切なる願ひというものは何らかの形で吸収しながら、次回に行われるでありますよう交渉の一つの大きな材料といひますか、そういうものにしてほしいという私個人の見解もあるのでございます。そういう考えが大臣の心の中にあるかどうか伺ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 関係漁民の不安、また困窮の状況、私は本当にはだで感じ、そのとおりを受けて

めておるわけでございます。したがって、各関係業界の代表の諸君も、日ソ交渉の顧問団として訪ソを願ひ、常にその代表の諸君とも毎日情報の交換をし、また交渉の推移も伝えまして、交渉に当たつてきたわけでございます。また、こういう交渉中断というふうな事態になりましたので、顧問団の代表の諸君も直ちに帰国を願ひ、それぞれの漁業団体にその経過等も十分御報告を願ひ、業界の方々の御理解を得るようになつておるわけでございます。と同時に、政府としても四月、五月の間のこの休漁の問題につきましては、できるだけ救済措置を講ずるということで、いち早く閣議でも方針を決定いたしました。月内にも緊急の低利のつなぎ融資をやり、問題が全部片づいた後で本格的な救済をするという二段構えでその方

もやつておるわけでございます。私自身が塩釜、石巻あるいは八戸、気仙沼、北海道、それはいまでも飛んで行つて事情を説明をしたい、こう思つておるというところでございまして、それができないことを非常に私も残念に思つておりますが、気持ちとしては、関係漁民の心情を思ひますとき、全くそのとおりだと存じます。

○武田委員 もう一問質問して午前の部を終わらしていただきたいと思います。いよいよ二百海里時代を迎えるに当たりまして、二百海里時代の課題となるべきものはどのようなものがその課題となつていくか、考えられておる点がありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 私は、基本的に海洋を分割支配をする、こういうようなことは、人類全体の面から考えますと、いづれ反省の時代が来るのではないかと。なわ張りを決めて、そして十分資源の有効利用もできない。そういうふうなことで人類全体の食糧問題に果たして寄与できるかどうかということも考えますとき、将来領海以外の水域ということも、これを国際的に共同管理をする、そして、資源の保存と有効利用を人類全体のために図

体制といふのはいまあるのか、あるにしましたか、これは非常に手薄だということで、これからその問題については鋭意努力しながら充実しなければならぬというような状況なのか、その点について伺いたいと思います。

○間政府委員　新しい海の事態を迎えまして、海上保安庁といたしまして体制の強化ということは今日最も大きな問題になってきておるわけでございます。現在私どもは巡視船を三百十隻、航空機は三十四機持っております、これでわが国の沿岸の海域の秩序の維持と安全の確保に当たっておりますわけでございますが、確かにこの領海の範囲が拡大をする、まして二百海里という漁業の専管水域が設定されるということになりました場合に、現在持っております船艇あるいは航空機の勢力をもちましては手薄であるという点は、これは私ども十分に認めておるところでございます、実は私ども、すでにこういう新しい海の秩序を迎える今日の事態におきまして、それに対しての体制の強化ということとは、本年度の予算におきましてですでに一部これを計上をしております、ヘリコプターを搭載する大型の巡視船とかあるいは大型の航空機とか、高速の巡視艇とか、こういったものにつきまして増強の措置がとられておるわけでございます。しかし、これは今日のようなこういう二百海里の専管水域の設定というものまで目前のものとして予想したものではありませんで、いよいよそれが現実のものとなつてまいりました今日におきましては、この計画自体につきましてももう一度よく練り直さなければいけないというふうな考えておりまして、目下鋭意その作業を進めておるところでございます。

○武田委員　次に移りますけれども、去る十五日、政府が二百海里問題に伴う漁船や関係業者の労働者の雇用対策などにつきまして関係省庁と連絡会議を持ったようでありますけれども、その中でどういうことが取り上げられ、そしていまだどういふような作業、対策を講じられているか、その問題について最初に伺いたいと思います。

三番目は、関係の業界、たとえば水産加工業者等に対しまして、影響の度合い等に応じまして所要の措置を講ずることとしておりありますので、私ども、漁船の状況とあわせまして現在調査をいたしております。調査ができ次第、これらにつきましても必要な措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○武田委員　いま二、三のそういう処置についてお話しございましたけれども、現実問題として具体的にたとえば加工業者が大変な苦勞をしている原料不足、それに、たとえば石巻の場合なんかを例にとりますと、大体七割程度は銀行の融資などできないような状態で苦勞している。これは大変でございます。それに船主はたくさん乗組員を抱えている。これも大変です。また乗組員等も不安の中でどうなるものかと、もう一切のいろいろな要素が絡まっているわけでありまして、そういう方々にこのくらの期間でこういうようなものが必ずなされるというような確固たるものが出てもしないころではないかとわれわれ思うわけです。

○岡安政府委員　多少具体的に申し上げますと、

ニシン船につきましてはもうすでに三月中の出漁不能というものが三月の初めにわかりましたので、私ども、ニシン船の仕込み資金その他につきまして三月中に決済を要するもの、その他必要な資金につきましてはすでにあつせんをいたしまして融資をいたしております。四月以降の出漁中止船の分につきましては、先ほど申し上げましたように特別の緊急融資措置を講ずるということで、先ほど申し上げましたとおりそれぞれ調査をいたしております。私どもは、後は、どのような範囲の

需要に對しまして、どのような金利でもってどのような金融機關から金を貸すかというようなことにつきまして、現在大蔵省と折衝中でございますので、これはもう今月中にもはっきりさせまして、不安の解消に努めたいと思っております。

ただ、加工業その他関連産業につきましては、影響の度合いが非常に複雑といいますが、明らかでない点もございますので、鋭意調査をし、取り進めておりますけれども、漁船に對する措置よりも若干おくれるかと思いますが、もちろんこれもあるべく早く対策を明らかにしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○武田委員　正直言いまして、この問題はどちら

次にこうした大変な事態の中で、最近魚の値段が非常に高くなっているということが主婦の間でささやかれているわけでありました。築地市場の調査によりますと、たとえばアジが前年度同期の約二倍くらいの高値になっている。それから、サバが三倍だとか、あるいはまたイワシが六割アップしているとか、塩ザケが一キロ当たり千四百円になっている等々の話が出ております。

サバの本煮のかん詰めが何と二倍になっているということも聞いておられますけれども、考えてみますと、こうしたものは二百海里や北洋漁業と関係ないようなものばかりでございます。そういうわけで、これはどうも二百海里ということを盾に、また、いつか来た道はなんというその道に行きかねない、あるいは入っているんじゃないかということがちらちら心配の種となっているわけでございますが、そういうような状況がいまどうなっているか、調査あるいはまたそういう報告等がないかどうか、まず初めに伺いたいのでございます。

○岡安政府委員　魚価のお話でございますが、確かにスケトウダラ等につきましては、一部の産地において異常に高値を示す、多少投機的な要素があるのではあるまいかというようなことを心配して指導もいたしておりますけれども、一般的な魚価について申し上げますと、ことしの一月、全魚種につきましての価格は、対前年比一〇・八ということで、一応落ちついているものと思っております。その後二月、三月でございますけれども、魚種によりましては、たとえばスルメイカ等につきましては若干高値を示しておりますが、そう急騰を示しておるといふようなものはないというふうに

○武田委員　私は心配するわけですが、どうもモ

うとする動きが出てくるようだ。大手の水産業者の方々などはいく口を漏らしまして、いまのうちにひとつ云々というなことを言っているというようなことも新聞その他で見えるわけですが、そういうことがいつのときでも、前回の石油パニック等にあつたような問題を引き起こしているわけでございます。この間は燃料でありましたが、これは食べ物でございますして、そういう問題が万が一金の力によつて、大手の商社によつて何らかの操作が行われるとすれば、これは問題であります。何か聞くところによりますと、大体どんな魚種でも市場に出ている三割を操作すれば、これはどうにでもなるといふふうにさえ、価格の操作ができるということも言われているわけでありますから、私はあえてこういう状況の中で、魚価の状況を逐次調べながら対策を講ずるという警戒体制といひますが、そういうものをしきながら消費者にも安心して魚が届くような体制が必要にやないかと思ひますけれども、そういう体制をいまとつておるのか、あるいはまたとらうとして努力しているのか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○鈴木国務大臣　新聞等で一部いろいろな報道されておるわけでございますが、私がモスクワに行っております間、大手漁業会社とか商社とかのチスクワにおける騒動と申しますか、そういうものは全然ございません。また御承知のように、スケ

○岡安政府委員 栽培漁業というのは、種苗をくくり、これを放流をし自然の海流によつて育てて漁獲を上げるという方針でございます。技術的な問題もございしますが、現在それぞれ技術的に可能なものから順次拡大をいたしております。まづ県にセンターをつくりまして、近海といひます。沿岸に近く生息するような魚種を中心にして栽培漁業を進めております。現在大体二十県等につなまして建設中でございます。一部稼働しておるものもございします。今年度におきましては秋田県新しくこのセンターを設けるということで充実にいたしております。さらに、沿岸ものよりも、沖合いに生息するような魚種等も中心にして、

十二年度から三カ年計画をもちまして北日本に栽培センターを設けたいと思っております。従来は暖流系の魚を中心にして瀬戸内海の栽培センターを国営でやっておりますけれども、今回は寒流系の魚を中心にして北日本に国営の栽培センターをつくるという予算も認められているわけでございます。御承知のとおり、今後はつくる漁業、栽培漁業というものを沿岸漁場の整備とあわせて私どもは力を入れてやっておりますまい、かように考えている次第でございます。

○武田委員 私は二、三の水産試験場を訪ねまして状況を聞いてみました。きょうは私は二つ取り上げたいと思うのですが、一つは、たとえばアイナメのような魚は二、三十キロぐらいは移動しない、ところが、ほかのは放流しましてどこへ行っちゃったかわからない、そうすると、その県だけで問題解決ができないということで、広域的な中でその利害というものをどうするかという問題が一つ出てきている。これはどうもうまくいっていないようです。これは早急に何らかの対策を講じなければならぬと思うのですが、まずこの一点に対する対策。

それからもう一つは、どこへ行っても技術者の不足というのは、これは農業と同じように悲しい宿命といえますが、ある試験場に行きましたら、肝心の水産大学等で学んだ技術者がどこへ行っているかわからないというのです。現実には一人もいません。ここ二年ぐらいいは来ていないというのです。そういう立場に携わる肝心の方々が、これもデータをいただきまして、昭和四十七年に百三十四人の就職決定者のうち水産関係がたった五十二人、五十一年度は百二十二人のうち三十一人、あとはその他というのは何だかわかりませんけれども、明らかに水産関係のところに行つたというのはわずかに四分の一しかないというような、何かむだのような感じがします。現実には職場に行きますと、そういう人はもっと欲しい、こういう人はやはり長年その場所においてもらわないと困るのだという切実な悩みがあるわけですね。

こういう二点に対して今後どういうふうな対処をしていくかお聞きしまして私の質問を終わりたいと思うのですが、その点よろしく願ひします。

○岡安政府委員 確かに回遊の範囲が広いような魚につきましては現状ではなかなか県営センターになじみにくいという点もございまして、県営センターは、先ほど申し上げましたように沿岸に近いところで回遊するような魚を中心にして現在運営をいたしておりますが、将来は県営センター間の連絡をもう少し強化をいたしまして、お互いに有無相通ずるといいますか、そういうような運営の仕方もあるというふうにも考えておりますし、それから、先ほど申し上げましたように、国立のセンターというものも回遊範囲の広い魚につきましては考えたいというふうに思っております。

技術者の点につきましては、御指摘のとおり、関係の卒業生が必ずしも少ないとは思っております。関係の学校からは相当程度の卒業生を見ておりますが、現状は、むしろ求人の方がある程度少ないといえますが、職場が少なくないということではなからうかというので、主にほかの職場を求めまして技術者が流出をしているというのが現状でございます。しかし、御指摘のとおり、将来私どもはいまより相当程度の求人といえますか技術者を抱えなければならぬ現状でもございまして、将来計画をできるだけ早く立てまして、養成等につきまして時間的な差といえますが、タイムラグがないように心がけたいと思っております。現在は確かにほかの職場の方へ流出する度合いが多いというふうにも考えております。

○武田委員 では終わります。

○片岡委員長代理 神田厚君。

○神田委員 農林大臣には、大変なモスクワ交渉からお帰りになりまして、さらに連日遅くまでこの審議に出ていただいておりますので、心からその労をねぎらうものであります。ただいま大臣おっしゃいましたように、超党派議員団が議長にお会いできたというふうな電報が

ございましたが、超党派議員団の目的をいたしたすのは、友好推進とわが国の実績確保というふうないろいろな問題を含めて行っているわけでありますが、そういうふうなものの内容につきましては何かお話しが入っておりますでしょうか。

○鈴木国務大臣 超党派議員団は、御承知のように、国会決議を踏まえまして、あの衆参両院でさきに決議されました趣旨を向こうに伝達をする、ソ連の首脳部にじかにこれを訴える、また、国民世論等につきましてもよく国民の声を反映せしめる、また、関係業界の窮状等も訴える、そういう立場で非常に日程等も詰まっております中を御努力を願っておりますのでございまして、私は、この超党派議員団の皆さんがおいでになったことは非常に大層な意味で成果をおさめつつあるものだ、このように考えております。

○神田委員 特に日本の国会におきまして領海法案、それから二百海里法案——これは準備されておりますけれども、そういうものが出されるという前提の中で会っているというふうな状況でございまして、それに対応するソビエト側の対応も、やはり国会決議を踏まえて行っておりますけれども、なかなか厳しいものであるというふうに私も考えるわけでありまして、農林省及び外務省では、そういうことにつきましては特に新しい事態についての国会超党派議員団との連携というものはおとりになっているものでありましようか。

○鈴木国務大臣 去る十六日に、私モスクワをたつ前に、ちょうど一時間半ぐらい前にモスクワにお着きになりました。私は早速大使公邸におきまして、超党派議員団の方々にいままでの交渉の経過を相当詳細に御報告を申し上げ、また御意見等も伺ってまいりましたのでございまして。

なお、三月の段階から終始私どもとともに御努力を願っております重光大使が現地におられまして、ソ連の態度であるとかいろいろな情報その他につきましても毎日議員団の方々に御連絡をとっております、このように存じておるところでございます。

○神田委員 どうもありがとうございます。それでは私領海法案につきまして御質問をまず最初にさせていただきたいというふうに思っております。

領海十二海里がいま世界の一つの大勢になってきておりまして、日本も沿岸漁業を含めて総合的な国益を守るといふ立場から十二海里の領海を早急に実現しなければならぬ状況になってきているわけでありまして。この前、同僚の稲富委員、さらには参議院予算委員会におきまして和田春生委員から私どもの考え方につきまして御質問を申し上げておりますけれども、その質問を踏まえまして上で私これから質問をさせていただきますというふうに考えております。

まず第一は、これまで十二海里に消極的といつか、むしろ三海里を固執していた政府も、最近におけるソ連の漁船団による三海里領海に接した漁獲でわが国の沿岸漁業が甚大な被害を受けている、こういうような問題から、ようやく十二海里の領海に踏み切つてこの領海法案を現在出しているわけでありまして。まず最初に、この領海法案につきまして私どもが疑問として考えておりますのは、領海の幅を狭くする、いわゆる政府案で特定海峡をつくつておりまして、津軽海峡など五つの海峡、水道について、十二海里ではなくてその部分については三海里にしている、このことが第一に日本の主権が当然及ぶ領域をみずから狭くしている。したがって、われわれが享受すべき国益を大きく損ねるというふうなことを考えているわけでありまして、本当にこういうふうな形でのいかどうかという問題を一番問題にしたいというふうに考えているわけなのであります。これはこの前の質問の中でも平行線をたどつていた質問でございまして、私どもは十二海里にしておいても差し支えがない、こういうふうな考えているのですが、その点御答弁をお願いしたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 ただいまの三海里から領海の幅員を十二海里にするこの法案を立案いたしますに

うふうに考へてゐるのかといふふうなことを御
問してゐるわけであります。

○鈴木國務大臣　現状を変更しないわけでござ
いますから、非核三原則の問題が後退をするとか
うとかといふことには私は当たらない、こうい
ぐあいに申し上げたいと思うわけでございます
そこで、神田さんのお説がどういふところに
るかわかりませんが、全部十二海里にして
そうして核積載艦は單なる通過であるから核の

ち込みに該当しないのだ、こういう御見解でいまいような御主張をやっておられるのか、また、そういうことでなしに、一切通さないのだという御主張の上に立っておりませんか、これは各党によつていろいろお考えが違ふようでございますけれども、その点を明確にしながら御質問いたさんと私も御答弁しやすい、こう思うわけでございます。

○神田委員 ですから、私どもは主権が及ぶような形にしておかなければいけないというふうな話をしていくわけでありまして、いわゆる公海部分を残しておくというところに一番問題があるのだという話をしていくわけなのでございます。ですから、まず全部領海部分にしておいて、さらにその通過については工夫をしようというふうなことをいまして、おるわけでありまして、どういふふうな工夫をするかということについてはこれから御質問を申し上げていきたいというふうに考えているわけでありまして、ですから、このいわゆる特定海峡のたとえ設置の基準につきましても、どういふふうな形でこの五つの海峡だけが設定されたのか、これも私もよくわからないのであります。なぜこの五海峡だけいわゆる特定海峡にしたのかということにつきましては、どういふふうにお考えでございますか。

○鈴木説明員 お答えいたします。

実は、わが国に海峡という名称のつくものは非常に多くございます。そのうち、領海が三海里から十二海里に拡大されますとすなわち公海部分がなくなる海峡といえますものが、私どもの海上保安庁の方でいろいろ調査いたしました結果、大体六十九カ所ぐらいあるだろうということになったわけでございます。その六十九カ所の全部を領海三海里のままに据え置くべきかどうかという点につきましては、いろいろと内閣の方で御検討いただきました。六十九海峡のうち特に外国船の通航量の多い海峡、それから公海から公海へ通じる海峡というふうなものをひとつ探し出せというふうなことでもございまして、そういうふうな申し上げました基準から探し出したものが、いまの

お手元にある五海峡ということになったわけでございまして。

○神田委員 大臣の方はちょっと何か休憩をとりたいたいという話でございましたが、海上保安庁にこの問題で質問を続けていますので、どうぞ御休憩ください。

それでは通過量の問題で、通過量の資料などにつきましてこれは何か明確に出されてないというふうな私どもも考えているのですが、これはどうなんでしょうか。全部どういふふうな形で調査をしてそしてこれを出されたのか。いま外国艦船の通過の多いところとかいろいろおっしゃいますけれども、そのほかこの五つの海峡よりもっと艦船が通っているようなところもあるというふうな考えますが、その辺はいかがでございますか。

○鈴木説明員 先ほど申し上げました六十九海峡のうち外国船の通航しておる海峡というものは大体私ども現場で把握しておりますが、その六十九海峡全部調査する余裕はございませんので、ほぼ三十八海峡ぐらゐにつきまして現実に巡視船を二十四時間あるいは四十八時間そこに張りつけまして、三月と四月の二回にわたって調査を実施したわけでございます。その結果その五海峡が非常に多いという結果が判明したわけでござい

ます。

なお、そのほかにももちろん外国船の通航している海峡はございますけれども、それは全部たとえば東京湾とかあるいは大阪湾とかいうふうな日本の港に入る船でございまして、いわゆる国際海峡、国際通航に該当しないということで落としたわけでございます。

○神田委員 三十八海峡について二十四時間というのは二日間でございますか。三月と四月にかけて大体ずつと二カ月間にわたって調査をしておったわけでございますか。

○鈴木説明員 御指摘のとおりに三月の二週間、四月の二週間、それぞれ二週間のうちまる二日間巡視船を張りつけました。

○神田委員 これは余り言ってもしょうがない問題かもしれないけれども、二週間のうちまる二日間でいわゆる特定海峡をつくるというところ自体は、これは突如としていけばやはり問題がありま

インランドならフィンランドが現在行っていることは性格が違ふ、性質上違ふというふうな考えでいいと思ふのですが、それはどうでございますか。

○井口説明員 現行国際法上領海の幅員というのは一つの国について一定でなければならぬというふうな規定はございませんから、国際法的に確立されている規範の範囲内というふうな観点から、独自の判断で領海幅員を三海里の現状維持にするということ自体は国際法的に問題はないというふうな考えでございます。

○鈴木説明員 その点につきましては実はふだんから私どもの方の巡視船が日本の沿岸全海域を三

○神田委員 私が聞いているのはそういうことを聞いているわけじゃないのでございまして、特定海峡というものをある国が指定しまして、そしてその部分だけ三海里にしてあとは十二海里にするというふうなものはいわゆる世界じゅうどこを見てもやってないじゃないか、非常に不自然じゃないかという話をしていくわけでありまして、フィンランドでやっておりますというふうなことが大変大きい声で言われていたようでありまして、フィンランドの場合には日本なんかの場合と事情が違ふのだ、そういうふうなことで、この問題について日本だけが特殊な特定な海峡をつくってそういうことをやるというふうなその根拠をどうしてももう一度たまたまなければならぬというふうなことをいっているわけでありまして。

○神田委員 この問題はこの程度で結構でございますけれども、まあもぐつていられる潜水艦などは下

○井口説明員 これは先ほど大臣からも御説明ありましたが、日本全体の観点から言いますと資源輸入国、貿易国、あるいは漁業と

○井口説明員 これはフィンランドが、一般の領海の幅は四海里でございますが一部の島につきまして三海里というふうなことをやっている例がござい

○神田委員 そうしますと日本でもいまわれわれと

新しい制度が確立しつつある過渡期でございます

ので、そういう観点から五つの海峡については三
海里的現状維持ということをしたわけでございま
す。

○鈴木説明員 先ほど巡視船による調査は三月、
四月と申し上げましたが二月、三月の誤り
でございます。申しわけございません。

○神田委員 魚の問題がたとえば沿岸漁民を保護
するということな形でやられたというふうなこと
であれば、これは全部十二海里の領海にしてしま
うことの方が筋が通るわけなんでありまして。いま
の御答弁を聞いておるとちよっとおかしいと思
うのであります。ですからなぜ私どもはそれを全部
十二海里にしてしまわないのだ、逆にそういうふ
うなことを御質問したいというふうに思うのであ
ります。その点いかがですか。

○岡安政府委員 今回の領海三海里から十二海里
への拡大の動機は、確かに沿岸漁民の強い要望に
こたえるというところでございます。ただ、要望に
こたえて領海を十二海里にした場合には、先ほど
る大臣から申し上げましたとおり、かねてわが
国は国連海洋法会議その他の場におきまして、国
際的な海峡につきましては、領海内の無害通航で
はなく、より自由な通航制度を確保すべきであ
るという主張をしていくわけでございますので、
それらを総合的に判断いたしまして、五つの特定
海域を設けまして、それらの海域につきましては
従来どおり領海三海里に据え置くことが妥当であ
るという結論に達したわけでございます。いわば
総合判断の結果、こういう特別な措置をとったと
いうふうに御理解をいただきたいというふうに思
っております。

○神田委員 そうしますと、従来どおり公海とし
ておきながら、その水域を特定海域としていた
ということは、常識からすれば、日本の領海であ
るから国内で特定海域とすることができるといふ
うに私どもは考えているわけですか。そうしま
す、したがって、公海において特定海域を設ける
ということは、それは条約によってする場合がそ
うでありますけれども、国内法だけでは、日

本の船舶などについてだけ拘束をすることになる
のであるというふうに考えるわけでありまして、
法律的にもこれは何か非常に整理がされてい
ないというか、矛盾があるというふうな考え方を私
どもは持っているわけでありまして、その辺は
いかがでございますか。

○岡安政府委員 いかに日本独自の制度として
特定海域制度を設けたのでは、対外的にこれが通
用しないのではないかとというふうな御意見でござ
います。特定海域につきましては、法律にもご
ざいます。従来、領海三海里をそのまゝ据
え置くというところでございまして、新たな制約を
外国通過船に課するということではござい
ません。したがって、私どもはいたしましては、
対外的に何ら問題になるような制度ではないとい
うふうに考えております。

○神田委員 どうもその辺のところはまだ納得で
きないところでありまして、やはり国際海
峡の通過通航の外国船舶の取り扱いにつきま
しては「政令で定める」というような形にな
りますけれども、私は、国際海峡を通過通航する
外国船舶については、当分の間は別に定める通航
帯の自由航行を認める、この当分の間というの
は、海洋法会議で合意ができるというその時点ま
でというふうなことを含んでおりますけれども、
いわゆる外国船舶について、当分の間シーレー
ンといいますが、そういうものをつくって、これの
自由航行を認めるという考え方を持っているわけ
であります。その辺につきましては、どうい
うふうにお考えでございますか。

○岡安政府委員 どうも先生の御提案で、たと
えばわれわれの考えております五つの海峡に
おきまして十二海里の領海を設定して、そこに特
別なシーレーンというものを設けて自由航行制
度を確保したらどうかという御提案でござい
ます。問題は、国連海洋法会議、まあこれは外務
省からお答えいただいた方がいかにもしれませ
んけれども、海洋法会議におきまして、国際海峡に
つきましてより自由な航行制度を確保したらどう

かということとは論議をされております。大体そ
ういう方向で漸次収斂されつつあるわけでござい
ますけれども、なおより自由な航行を確保するに
あたりまして、たとえばそういうふうな場所にお
きまして、汚染等の問題について沿岸国はいか
うな関係に立つのか、沿岸国の主権は通航する船
舶による海洋の汚染についてどのような権限を持
つか、そのようなものに対してどのような主権
的権利を保有できるのかという点、その他
なお考え方が固まっていけない点があるわけでござ
います。先生の御指摘のような、新しい制度とし
てシーレーンを設け、自由航行を確保するとい
うにしても、そのような関係をどういふふうに処
理するかということにつきましては、また日本
独自の制度をそこに確立しなければならぬとい
うこともございます。そこで、私どもはいたしま
しては、まだ国連海洋法会議ではつきりと固ま
っていないのだから、そういうようなところにつ
きましては、とりあえず「当分の間」領海を三海里
にとどめまして、かねての主張のとおり、より自
由な航行を確保するように措置しておく、新しい
制度を設けるのじやなくて、現状三海里のままに
据え置くという考え方をとったわけでございま
す。それらの点が若干先生の御意見とわれわれが
御提案しております法律の内容と違ふところでは
なからうかというふうに思っております。

○神田委員 その主権的なものにつきましては、
通る船についてどういふふうな主権を有するかと
いうことは、日本国がやはりそこを領海だと認め
た上でシーレーンをつくるわけでありますから、
それは問題はないわけでありまして。幾らでもこ
ちらの方で考えて、そういう沿岸汚染の問題や何
かにつきましては、領海内を通るわけでありま
すから、大体全部チェックできるわけでありま
す。それから、その辺のところは、おっしゃられ
ましたような御心配はないというふうには考え
ておりますけれども、やはりそういうふうな形に
しなければ、現在特定海域の問題というのはな
かなかうまく進まないんじゃないかという感じを持
つておるわけでありまして。御答弁によりまして
とにかく海洋法会議の結論を待つてからするの
という話であります。どうですか、前向きにも
う少し、たとえばそういうふうなものも検討する
というお考えにはなりませんでしょうか。

○岡安政府委員 先ほど申し上げましたとおり、
私どもは、先生のおっしゃるのとおり、たとえ
国際海峡等についてシーレーンを設けて自由航
行制度を認めるという場合に、沿岸国の主権によ
りまして汚染問題等についていかようにも処理が
できるということ、これはそのとおりでございま
す。だからこそ、沿岸国の自由な航行の行使を
ある程度制約するような、より自由な航行制度
の確立に向かつて現在海洋法会議で検討してい
るわけでございまして。したがって、私どもがこ
の際、海洋法会議の結論が出る前に日本の独自の
考え方をいまして、たとえば通航船舶に対する汚
染問題につ
いてわが国の主権はこういうものであるとい
うことをあらかじめ決めるということがいか
がかと申し上げていくわけでございまして。それ
こそが、私
どものかねがね主張しております。国際的な海
峡については勝手な主権行使ではなくて、みな
の合意によるより自由な通航制度を確立したい
というふうな主張でもあり、念願でもあるわけ
でございます。

○神田委員 だから、出されてきた法律案の趣旨
を考えましても、どれを考えましても、私はその
公海部分を残すという自体に非常に問題があ
ると思うのです。先ほど農林大臣が、いわゆる三
つの考え方からこの領海法案を出してきたとい
う話をしていくわけですが、そのどれ一つを
とってみても、そこに公海部分を残しておくとい
うことがやはり問題ではないかというふうに考
えるわけでありまして、その辺はどうございま
すか。

○岡安政府委員 先生のおっしゃることと政府の
案との違いを私なりに理解いたしますと、私ども
の考え方は、先ほど申し上げましたとおり、国際
海峡のようなもの、たとえば五つの特定の海域に

つきましては、確かに領海を三海里にとどめまして、公海部分を残すわけでございます。先生の御提案は、そういうような海峡につきましては領海を十二海里にして、シーレーンを設けて、そのシーレーンについては自由な通行を確保する。その自由な通行の内容でございませうけれども、それが公海のような従来と同じような自由な通行であるならば、これはほとんど違わないわけでございませう。ただ、先生のおっしゃることをそのまま受け取りますと、それはあくまでも領海の中でございませうので、沿岸国の主権が及び、沿岸国の主権というものは、通過する船舶に対しては、汚染その他についてやはり意思表示をする、汚染を防止をする、汚染をした場合に対する裁判管轄権等をどうするかということをはっきりしなければならぬという点があります。それらの点が現在海洋法会議では明らかにされていない、論議をなされている最中であるという点で、私もはあらかじめ先取りをしないで、海洋法会議の結論を待つて、それまでの間は領海を三海里のままに据え置きたいというふうに考えているわけでございませう。

○神田委員 そうしますと、たとえば公海の部分にいわゆる魚をとりにきたり何かする外国漁船がいるというような場合については、これはどういうふうにお考えになるわけですか。

○岡安政府委員 それは私も現在提案をいたしたいと思っております二百海里法、要するに漁業水域に関する暫定措置法によりまして、特定海域のうち沿岸から三海里から十二海里の間につきましては外国船による漁業を禁止をするという措置を私もは考えているわけでございませう。

○神田委員 これはたまたま二百海里の問題がいま一緒に出されましたから、それでカパーがでるということでありませうけれども、もしも領海法案だけで終わりました、政府が前に考えておりましたように、二百海里の問題を九月なり十月に先に延ばしてやろうとしていた場合には、その公海の部分に対していわゆる外国漁船が入ってきた

ても何もできなかったわけでありませう。そういうことを考えますと、いわゆる法案の精神として考えていきますと、それは二百海里法案を後からかぶせたから、カパーしたからいいというわけなものではないというふうに私は考えているわけなんです。その辺は、たまたま今度二百海里法案がタイミングよく出ましたから、これによってカパーするという話で、さらには二百海里の中でいわゆる禁漁区域は禁止事項などによってそれをうまくできるというふうな考え方であらうと思ひますけれども、もしここに二百海里法が出なかつたら、それじゃその公海部分のところについてはどういうふうにするんだというところが当然問題になつてきているわけですね。その辺のところはどうですか。

○鈴木国務大臣 二百海里法は、いま御指摘になりましたいわゆる国際海峡五海峡、その公海部分をカパーする、穴埋めするために二百海里法は急いで制定したものでございませう。これはもう御承知のように、二百海里時代に対応するために独自の立場でやらざるを得ない、こういうことであつたわけでございませう。私もは領海法の面におきまして、このいわゆる国際航行のための五海峡、ここに外国漁船が入ってくることは、何らかの規制措置を講じなければならぬ、こういう考えを持っておつたわけでございまして、いまの二百海里法はそのための目的としてやつたものではないということもひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○神田委員 そのことは十分私もわかつております。それで、さらにその二百海里法の問題につきましては御質問を後でさせていただきますというふうに思つてゐるわけでありますけれども、それで特定海峡の二、三の問題につきまして、その個所別に御質問をひとつ申し上げたいというふうに思つておるのであります。

まず、宗谷海峡でございます。この宗谷海峡につきまして、外務省が五十年の四月二十八日に資料を出しておりますが、この資料には、宗谷一

樺太南端が二十二・七海里と書いてある。現在政府が出してきた資料には二十海里と書いてあります。この辺の違いは、これはどこから来たんでしょうか。

○鈴木説明員 お答えいたします。

実は外務省の方からこの前委員会にお出しいたしました資料は、私どもの海上保安庁の方でつくつたものでありますけれども、当時海洋法会議にいろいろと国際海峡の問題が話題になりましたので、それで外務省の方から日本じゅうにいわゆる海峡と称するものがどれくらいあるのか一度出しとみるというふうな非常に忙しい御用命を受けたわけであります。したがうして、私どもの方は急遽日本の全海図を拾ひ出して七十二海峡を、外務省の方に上げたわけでありますけれども、外務省の方にはその当時から、とにかく急な作業でありますので、さしたる程度で当面の資料としてお出しするということコメントをつけてお出ししたのが、いま御指摘の宗谷海峡が含まれておるわけでありませう。

その宗谷海峡は、当時お出しいたしましたのは、お手元の方にも地図があるかと思ひますけれども、樺太の南岸と日本側の北端というもののつなぎ方と、それからもう一つ樺太の南端に二丈岩という小さな島がございませう、その島とわが国の北海道の北端とを結ぶ方法、この二つの方法があるわけでありますけれども、当初、五十年当時に外務省の方にお出ししましたのは、その二丈岩と結んだものでございませう。それで今回また改めてそのどちらを出すかということではないか問題になつたのでありますけれども、やはり海峡としては、北海道の北端と樺太の南端とを結んだ方がいんじやなからうかというふうに考えまして、それを今回そういうふうに訂正した次第でございませう。

○神田委員 そうしますと、二丈岩の領有権というものは、これはソビエトの方にあるのですか。

○鈴木説明員 失礼いたしました。私ちよつと入れ間違えまして間違えましたが、先ほど申し上げ

ましたのは、最初に出したのがいわゆる遠い方のものでございまして、後から出したのが二丈岩から北海道の北端の方でございませう。

それから二丈岩の方は、一応現在ソ連の方が自分の領土だということで主張しております。

○神田委員 この二丈岩の領有権の問題については外務省はどういうふうに考えておりますか。ソ連は自分の方だというふうに言つておるようでありませうけれども……

○加藤説明員 お答えいたします。

戦前のおが国の行政区画の区分の中でも二丈岩は樺太に属しておりました。したがって、これは樺太の一部という認識があると思ひます。わが国は、昭和二十七年のサンフランシスコ条約におきまして樺太の南部を放棄しております。したがって、現在わが国は二丈岩に對するあらゆる権利、権原を放棄したというのが現状でございませう。

○神田委員 私は、この数字が、どうも先に出された数字と後の数字と違つていたもので、それから率直に疑問を持つたわけであります。この宗谷海峡の問題につきましても、いわゆる中間線をつくつておけばいいわけでありませう、なぜ特定海峡としてここをつくらなければならないのかという問題が、率直な疑問としてあるわけであります。この辺はやはり、潜水艦が通るからとか、いろいろと話がございませう、そういう場合は別に、これは浮上して通ればいいんだというふうには私もは考えておるわけであります。この問題につきましては、時間もありませんから、後の方に譲つていきたいというふうに考えます。

さらに、対馬につきまして具体的に、対馬海峡を二つ特定海峡に指定しておりますけれども、これはどうして二つもあける必要があるのか、非常に単純な御質問でございませうけれども、この点につきましてはどうでございませうか。

○岡安政府委員 私も、対馬の東水道、西水道両方につきまして、外国船舶の通航の量を調べたわけでございませうが、これは、いずれも相当な頻度で外国船舶が通航しているということが一つ

でございます。それから、一つだけあげれば通航には差し支えないのではないかとというようなことも考えたわけでございますけれども、それぞれ外国船舶の通航につきましては、東なら東、西なら西、その方が適当であるという理由があるようにございまして。たとえて申し上げますと、中国の旅順、大連や韓国の仁川等の港から北米のシアトル等へ、それから、ソ連のナホトカから中国の上海へ、というような航行の場合には、対馬海峡の西水道を通航するのが普通のようにございまして、中国の上海等から北米のシアトル等へ航行する場合には、対馬海峡の東水道を通航するというのが通常のケースのようにございまして。そういうことを勘案いたしまして、東西両方の水道につきまして特定海域を設定するというにいたしましたわけでございます。

○神田委員 この海峡問題、まだまだいろいろ御質問したいのでありますが、時間の関係もございまして、次に、二百海里との関係でひとつ御質問を申し上げます。二百海里を主張するに際しては、二百海里漁業水域の法律をつくることになりまして、何回も繰り返していろいろと質問をされておりますけれども、この法律をつくるうとして、その意味と、それから、それが日ソ漁業交渉に与える影響について、最初に御質問を申し上げます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木国務大臣 わが国は、海洋法会議におきまして、単一草案、また、単一草案の改訂版、そういうような線で国際的な合意ができることを希望して努力をいたしておたわけでございます。しかるところ、世界の政治経済のリーダー格であるアメリカが二百海里の宣言をし、法律を制定した、さらにカナダがそれに呼応した、また、遠洋漁業国家であるソ連がこれに追随をした、ECあるいはノルウェーその他の国々もやってきておる、こういうようなことからいまして、この二百海里時代にどうしても日本としても対応せざるを得ない、こういうことで今回二百海里水域の

設定ということに踏み切ることにいたしましたわけでございます。また、当面する日ソ漁業交渉におきましても、ソ連も領海十二海里、漁業専管水域二百海里、こういう体制を敷いておるわけでございまして、わが国もこれと同じ条件、同じ土俵で交渉をするということがあらゆる面で話がわかりやすい、こういうようなこと等もございまして、国会の各党の御協力をお願いを申し上げておる、こういうこととでございます。

○神田委員 二百海里の問題というのは、やはり先進国なりあるいはいろいろな国が、これから二十一世紀の中でどういふふうにして自分たちの国の自給力を高めていくかという大きな問題の中から出てきた問題でありまして、したがって、海底資源の問題やいろいろな問題も含めて経済水域という形で出てきたわけでありまして。この漁業専管水域に關しまして、私もはいまこれをつくっているわけでありまして、いまだ大臣の御答弁によりまして、同じ土俵に上がって話をするんだと、こういうことで二百海里を準備しているという話でございまして、私は、この北方領土の帰属の問題についての主張が非常に隔たっている現在、二百海里を明確に日本が宣言するということの結果としてネックにならないかどうかということを非常に心配するわけであります。その辺のところはどういふふうにお考えでございませうか。

○鈴木国務大臣 私は、北方四島の問題は、御承知のように戦後未解決の問題というに両国の首脳の間で合意されておる、こういうことでございまして、これは日ソ友好という大局に立って、その北方の四島は戦後未解決の問題、この実態に沿うたところの二百海里漁業水域の設定、こういうことで取り組んでまいりますれば、私は、相互の立場を損ねない、つまり、日ソ平和条約の締結交渉に支障を来さない形で合意に達する道もあるのではないかと、このようにも考えております。これはしかし、ソ連の最高指導部が日本との友好親善関係を将来に向かって一層安定的に発展

をさせたいという、そういう立場でぜひ取り組んでもらいたいということを私は念願をいたしておるわけでございます。

○神田委員 そういふふうな形で帰属問題が微妙に絡みまして、二百海里を日本が宣言することがかえって相手の態度を硬化させるということを私は非常に恐れるものでありますけれども、漁業専管水域につきましては、漁民の切実な願いでございまして、私もこれは強力に推進していかねければならないというふうに考えるわけであります。北方領土、北方の漁業の問題だけでなく、具体的に線引きにつきましてはどういふふうなお考えをお持ちになつておられるのか、その点ちょっとお聞きしたいのであります。

○岡安政府委員 わが国の漁業水域につきましては、わが国の沿岸二百海里に漁業水域を設定するというのが大原則でございます。ただ、政令によりまして、特定の海域につきましてはこれを設定しない、除外をするという規定も設けたいというふうに考えております。これは主として、中国、韓国等が現在二百海里の漁業専管水域を設けているという立場から、それらの隣国との関係の水域につきましては漁業水域の設定を除外するというような案でまいりたいと現在思っている次第でございます。

○神田委員 仮定の問題で失礼でございますが、たとえば西日本に線引きをしない場合に、ソビエト漁船がぐうと回つてきてそこへ魚をとりにきた、こういうふうな場合はどういふふうにするのですか。

○岡安政府委員 政令で決める海域でございまして、私も先ほどの対中国、対韓国の関係では、日本海の西部、それから東海、黄海等を考えているわけでございまして、御指摘のとおり、そういう政令で除外された海域にソ連の漁船が来れば、これは当然漁業水域ではございませんで、二百海里法の適用は受けられないということになるわけでございます。

○神田委員 何ですか、二百海里法をまたそこにつくるわけですか。

○岡安政府委員 漁業水域法、いわゆる二百海里法の適用は受けられないこととでございます。

○神田委員 そうしますと、韓国や中国については、そちらに向けてはいわゆる二百海里の線引きはしない。ソビエト漁船団が大挙してその漁場に到りてきた場合におきましても、やはり二百海里のあれは設けない。つまり、船というのは動いて回るのであります、ぐるぐる魚をとりに歩いているわけですね。だから、どこかで線引きされてだめだと言われれば、進もうとこに行くと進んでありますけれども、そういう問題については明確に最初に線引きしたものを守っていくという形になるのであります。

○岡安政府委員 私先ほど申し上げましたとおり、日本の漁業水域のうち、適用を除外するといえますが外す海域につきましては、相互主義の考え方からそういう措置をとるつもりであるということをおし上げたわけでございまして、ソ連船がもし、これは仮定の問題でございまして、大挙してそういう除外された海域で漁業をするということになりましたら、当然これはまた考え直しまして、政令でもって改めて適用除外をやめるとかそういう措置をしなければならぬというふうに考えております。ですから、適用するように改正をしなければならぬということとでございます。

○神田委員 そうすると、来たならば適用して、来なければそのままでというふうな何か非常に釈然としないものになってきますですね。漁場というのは現在日本の周りで限られておりまして、そういう線引きをしてしまつと今度は当然こつちの方へ回つてくるということがあるわけですね。ですから、私は、いろいろ線引きをした上で話し合えることができるという問題もあるかと思つておりますが、ここだけ最初からあけておきますよ、あとは全部線引きしましたよ、こういうふうな二百海里の漁業専管水域のつくり方自体はやは

り問題があるのではないかと思ふのですが、その辺いかがでございますか。

○鈴木国務大臣 これは二百海里法の御審議の過程で十分明らかにする点でございますが、いかような事態にも対応できるようにしておるわけでございませう。ただ、ここで神田さんに御理解を賜りたいのは、いま西日本のわが国の漁業は日中漁業協定、日韓漁業協定で非常に安定的に操業が確保されておる。これは私は大事にしていきたいという考えを基本的に持っておるわけでございませう。そういうようなことで、中国に対しては、韓国に対しては、わが方の考え方を十分説明をし、御理解を得るように努力をしておるわけでございまして、先ほど岡安長官から申し上げましたように、中国並びに韓国が進んで先に二百海里専管水域を実施しないという場合におきましては、その対応としては相互主義でやっていきたい。しかし、いま仮定の問題という前提、前置きをされて、ソ連漁船等がある海域に大挙して入ってくるというような事態になりますれば、これまた中国その他とよく理解を求めながらそれに必要な措置は政令で十分とり得る、即時とり得る、こういうことにいたしておるわけでございませう。

○神田委員 その二百海里の問題につきましていろいろまだ議論をしたいわけでありまして、現在韓国船が北海道の沿岸で大量漁業をしておりまして、しかも相当大きな船が操業しているわけでありませう。それで近年、韓国漁船が相当数の被害を日本の沿岸の漁民に対して与えているわけでありませうけれども、もちろんこの二百海里の専管水域が設定されれば、北海道沖における韓国の漁船というのは何らかの話し合いのもとでその専管水域の外へ出るか、あるいは適用除外か何かで漁業を許されるか、それはわかりませうけれども、そういうふうな形になるかと思うのですが、この漁業被害の問題につきましてこれをどのようにお考えになつていませうか。韓国漁船の日本沿岸の漁民に対する被害というのは膨大なものですね。これはどういふふうな形で処理をしているのか、あるいはい

これから先どういふふうな形でこれを防いでいくつもりでございますか。

○岡安政府委員 北海道周辺の海域におきます韓国漁船の操業によりましてわが国の漁船が受けました漁具等の被害につきましては、四十八年度ごろから起りまして、五十年度以降急激に増加し、特にことしの三月以降、ソ連漁船がソ連の沿岸二百海里から外へ出ましてわが国の沿岸で操業を始めるというふうなことが起りまして、から、急激に被害がふえております。私も従来から韓国との間におきましては、民間ベースで被害の防止、損害の処理等の話し合いをしておりまして、その話し合いを続けるようにいたしておりました。先般も民間ベースでわが国から韓国に参りまして話し合いをいたしたわけでございませうが、さらに私も、今後二百海里等の設定によりまして、対韓国につきましては現在日韓漁業協定がございまして、海域につきまして例外的に適用をしない海域をわが国の西の方に設けると同時に、韓国人に対しては二百海里法の適用除外をするという考えでございませう。

○神田委員 もし適用除外するといふふうな考え方でありますならば、この沿岸漁民に対する被害をこのまま見過ごしたままではいろいろさういふふうなものゝを認めていくというのには非常におかしいんじゃないかというふうに私も考えるわけでありませうから、政府ベースできちんとした話し合いができるというところでございませうならば、それをひとつ沿岸漁民は非常に困っているものであり

ます。私、釧路の方へ二、三日前行つて現地の漁労長の皆さん、漁民の皆さんと話し合いをしてまいりましたけれども、漁業被害につきまして大変に神経質になっておりまして困っているという話を聞いてまいりました。

これに對しましては、海上保安庁や北海道のいわゆる道庁船などの指導の問題もあらうかと思ふのでありますが、ここで海上保安庁に特に、いわゆる十二海里になって、さらに漁業専管水域二百海里を設定した場合、とても手が回らないんじゃないかというのが一般的私どもの常識で考えられる点でございませうけれども、韓国漁船などの被害の状況は、夜間に來て、昼間は沖にいて、夜になって入ってきてさつとやつてしまふというふうな、そういうふうなものもある。ですから、こういうふうなものについてどういふふうな対策を持てているのか、あるいはこれからどういふふうになされるのか、簡単に結構でございませうから、御答弁をお願いしたい。

○岡政府委員 まず、この領海の拡大あるいは漁業専管水域二百海里の設定という新しい事態によりまして、海上保安庁の守備範囲が従来に比べまして飛躍的に大きくなりますので、それに対応した海上保安庁の船舶あるいは航空機の勢力を強化するといふことの必要性は当然出てくるわけでございませう。この問題につきましては、今年度の予算におきましても一部増強の計画が盛り込まれておりますけれども、さらに新しい二百海里の漁業水域の設定という問題が早まりましたので、こういう新しい事態に即応してわれわれの体制を強化するよう計画の練り直しの作業をいま進めておる段階でございませう。

そこで、いま先生の御質問のございました韓国漁船によるこの被害の防止対策の問題を取り上げて申し上げますと、この問題につきましては、従来から北海道の沿岸海域におきましてそういう被害がございましたので、海上保安庁では巡視船を常時派遣いたしまして、道の監視船と協力いたしまして、これに対する被害の防止のための

指導を行つてきたわけでございませう。しかし、ことしの三月に入りまして、韓国船の操業隻数が急激に増大いたしましたので、わが国の沿岸の漁民に対する被害の件数もウナギ登りにふえてまいつたわけでございませう。

そこで、私も従来からの巡視船の数をふやまして、このときには他の管区からも応援派遣をいたしまして、大体樺太半島を境といたしまして、東側に二隻、西側に二隻、常時二隻の巡視船をここに配置いたしました。そして、航空機をこれに連係して運用いたしました。そして、空から韓国船の操業している場所をまず確認をいたしますと、そこに巡視船を差し向けまして、いまの日本の漁具の設置状況等を相手方に説明をし、そして、これに對して被害を与えないように警告を与えてきたわけでございませう。

最近、私どもの把握しておる情報によりますと、この韓国船の操業場所も北海道の南岸から日本海側の方に一部移つてきておるようございませうので、そういう情勢の変化に對應いたしまして、私もいま日本海側の方に巡視船をまた移しまして、そちらの方の警戒をやつておるわけでございませう。

先ほど水産庁の長官からの話もありましたように、民間の日報の関係者の話し合いが進んでおるようございませう。その影響も出ておると思ひますが、最近では北海道の南岸におきましてこの被害の件数は、一時に比べますと非常に少なくなつておりました。今月に入りましてから現在までの被害件数は三件でございませう。韓国船によるこの被害の防止問題は、基本的にはやはり日韓間の話し合いによりまして、韓国側の漁船が操業の自粛をせよというところによらざるを得ないわけでございますが、私も、そういう操業が安全に秩序立つて行われるように、常時そういう巡視船なり航空機なりを派遣いたしまして、現場においてこれに對しての指導を行つてまいりたい、こういうふうな考えでございませう。

○神田委員 まだ釧路の沖にもいまして、向こう

へ移りましたけれども、まだいるのです。いるのはあれなんですけれども、海上保安庁が二百海里になりますとなかなか大変だと思ふのです。それだけ手が回らない問題があると思ふのですが、ある新聞なんかによりますと、たとえば言葉が通じなくてテープを回して退去せよとか、これは領海だとか、いろいろこちらの話をしているというふうな話でございませうけれども、そういうことではやはり説得力がないわけでありまして、巡視船にきちんと語学のできる人を乗せて、ここはこういふことです、ここへ入ってはだめだというふうなことをちゃんと指令が行き届くような形にしなければならぬというふうに思ふのであります。これは韓国漁船についてもそうでありまして、あるいは中国漁船についてもそうでありまして、ソビエトの漁船についてもそうでありまして、私どもは考えているわけでありまして、そういうふうな面についてのこれからの体制といひますか、そういうものをとっていただきたい、こういうふうなことを、御要望をしておきます。これは答弁結構でございます。

さらに、先ほどもちよつと問題になっておりましたけれども、この時期にモスクワにおきまして大手商社が魚を買い付けをするというふうなことで非常に暗躍しているというふうな問題が憂慮されていられるわけでありまして、先ほどの御答弁でそういうことは無いというふうに大臣はおっしゃいましたけれども、その辺のところ、こういうふうな一時の便乗値上げみたいな形で国内ではスケソウダラのようないわゆる関係のない魚まで値段が上がつてしまふ。それからさらには、何か商社が向こうの方で魚の買い占めをやっているんじゃないだろうかという国民の疑惑といひますか、疑問といひますか、そういうものをやはり私試していただかなければいけないと考えているわけでありまして、さらに、零細な漁民に対する今後の対策、これはいわゆる加工業者なども含めまして、これから先、いつごろどういふふうになるか交渉の見通しが立たないわけでありまして、そ

ういふものを含めまして総合的な漁民に対する対策とか、あるいは商社や一般の日本での不当な魚価の値上がりとかそういうものに対する防止の行政指導とか、そういうことをお伺いしたいと思ふのですが、大臣の方からひとつ……

○鈴木国務大臣 今回の交渉が長引きました、四月一月からわが国の漁船は全面的に北洋の漁業から帰らざるを得なかった。私、漁業者の諸君並びにそれに関連する関連産業の方々、そういう方々の焦燥と困窮というところにつきましては本心に心を痛めておるところでございます。したがってこれを救済措置につぎましてはできるだけ手打つてまいりたい。当面、この休漁等によって収入の道が断たれた、また出漁のための準備に相当の資金がかかつておるわけでございますから、そういうものの決済、並びに乗組員等の給与の支払い、そういうもののために緊急の低利融資をするように、いま準備を進めておるところでございます。また、関連産業につぎまして、その影響の度合いに応じまして同様の措置を講じてまいりたいと存じております。なお、日ソ交渉のめどがつきまして、そしてクオータ等も決定を見込みに至るような事態も起こるかと思ひます。そういう事態を十分踏まえまして、つなぎの緊急融資をいたしましたものも含めた本格的な救済措置を講じてまいる、そのようにいたしたいと存じておるところでございます。

なおまた、大手商社あるいは漁業会社等がモスクワに乗り込んで、日本漁船が操業できないというところを奇貨としてソ連から魚を輸入しよう、そういう点は私も十分警戒をいたしまして、モスクワ滞在中もいろいろ調査もいたしました。また、仮にそういうことがありましても、スケソウダラ等に御承知のようにIQ品でございます。私は、こういうたぐいさんの漁民が困つておる、そういう中で火事どろ式なそういうふうなことは、これは反国民的な行為でございますから、断じて認めるわけにはまいりません。また、こういう際に便乗値上げ等をその他の魚についてやる、買い占めをやるといふようなことにつぎまして、強く行政指導をいたしておるところでございます。

○神田委員 最後、船主の補償などにつぎましては、これはやはり船主だけではなくて、船員の補償といふものも考えていただきたい。船員の場合には失業保険の加入なども三分の一程度でありまして、いろいろ問題があるのであります。ですから、このところを細かくお考えをいただきます。やはり零細な漁船に乗っている漁船員に対しては、もうあしたのお金もないというのが現状でございます。したがって、そういう面におきまして、船員保険の問題やいろいろございまして、各省間にわたつておりますけれども、それらにつきまして調整をとられまして、いつ出港できるかわからない、こういう漁民に対しては救済措置につぎましてどうか万全を期していただきたいといふことをお願いしたいといふふうに考えております。

そしてさらに、ただいまおっしゃられましたように、いわゆる大手の水産会社がこの時期に非常な金もつけをしている。そして、私も一番切実に聞くのは、この加工業者やあるいは漁船が国際的な入札にどうしても入れない。そういう中で、水産庁は水産庁の割当の中で零細な漁民に対し、漁船員に対し、漁船に対して割当を何とかもう少し確保してくれないか、そういうふうな要望をいたしているわけでありまして、つまり、共同で国際入札なら国際入札するとか、あるいはそうじゃなく、何か一つの団体をつくつていただいて、そこに割当をもつただけでないか、こういうふうな御要望もあるわけでありまして、アメリカなどでも大体百万トンぐらいが大手でそれからそうじゃないところは八万トンぐらいしかもらえない、こういうふうな話も聞いておりますけれども、その辺のところもよろしくお願いしたいといふふうに最後にお願ひしたいのです。

○鈴木国務大臣 漁船員でありますとか、あるいは魚市場で働いておる諸君でありますとか、あるいは加工工場で働いておる方々、そういう方々に対しまして、つなぎ融資の際にも、そういう漁船等に対するものは、船主に渡つて船主が適当にそれをするといふことでなしに、これは船員その他の給料というぐあいにはつきり特定をして、こちらからはつきり使い道を指示してやつてまいりたい、こう考えております。

なおまた、漁船員等の雇用の問題あるいは加工会社等の雇用の問題等につきましては、現在ありますところの雇用対策法あるいは雇用保険法、漁業再建整備法、船員保険法、いろいろな制度がございまして、そういう点を十分活用いたしますと同時に、どうしてもそれから漏れるという分野の諸君もあると思ひます。そういう点を十分調査をいたしまして、それらの方々に措置ができるように十分検討も加えていきたい、こう思つております。

なお、クオータの問題でございますが、日ソ漁業交渉におきましても、北海道等の十トン、二十トンというふうな零細な漁船につきましては漁業組合単位でクオータを取りつける、そういう話し合いもつけてございます。そういう点は非常に大事な問題でございますから、そういうふうな話し合いもソ連側とはすでにつけてございます。それを何トンまでにするかという問題が若干残つておりますけれども、御指摘のような方向で対処しておるといふことを申し上げておく次第であります。

○神田委員 大変御丁寧な御答弁ありがとうございます。それでは終わります。

○金子委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、これからしばらくの間領海法について質問をさせていただきます。鈴木農林大臣初め水産庁の職員各位には、日ソ漁業交渉について日夜御努力されて非常に御苦労さまでございます。

わが国益を守るために私はあえて申し上げたいと思うのですが、大体領海を十二海里にしなければならぬという事はすでに昨年の一月段階で正式に閣議として了解をしていたはずであります。それがまる一年間もおくれ、さらにことしに入りましてからも、この領海法を提出するまでに、新聞紙上に報道されているところでは、農林省側は終始領海十二海里にすべきであるという主張に対して、外務省側としてはいよいよ漁業専管水域という主張を持ち出したために、いたずらに時間を空費して、それが日ソ漁業交渉にもわが方にとって余り有利な影響をもたらさなかった。だからこそいま国会が、与野党一致できる点はできる限り一致してこの法案を成立させるといふようになってはいるのではないかと、私としては思っています。

昨年一月にすでに領海十二海里について閣議了解された報道されているにもかかわらず今日まで延引した理由が一体どこにあったのか、農林大臣の率直な御見解を承りたいと思います。

○鈴木国務大臣 正森さん御指摘のように、三木内閣当時昨年の一月にそういう閣議了解事項として、この領海の幅員を十二海里にしようという方針が決まっておったわけですが、そのとき閣議了解の中には、国連海洋法会議の動向等をもう少し見た上で決定をしよう、こういうことであつたように思っています。

しかし、福田内閣になりました、私も農林漁業関係の責任を持つことになりましたから、内外の諸情勢、そういうものを勘案をいたしまして、一日も早く領海十二海里にわが国も踏み切らなければならぬという決断をいたしたような次第でございます。まして、対応がとれたということに対する御叱正に対しましては私も遺憾に存じておる次第であります。

○正森委員 外務省関係者に伺いたいのですが、一月二十七日付のある新聞によりますとこう書いてあります。「今だからいえるが、領海問題の最大難関は「身内にある」というのが農林省・水産庁

の一致した見方だった。「身内」は、もちろん外務省に象徴される事なかれの消極姿勢という。」こういうぐあいに書いてあるのです。さらに一月二十五日の土壇場の関係閣僚会議でさらに居直って漁業専管水域の問題を持ち出してきた、こういうふうに報道されております。私は、この報道は恐らく正しいであろうという事は、いまの鈴木農林大臣の御答弁の言外に察せられるところであります。外務省は一体なぜわが国益に反してそういうふうに領海とすることにいままでたび重なる抵抗を行ってきたのか、その理由を率直に国民の前に述べていただきたいと思ひます。

○中島政府委員 お答え申し上げます。まず、ただいま農林大臣からお話ございましたように、わが国の領海の幅員を十二海里に拡張するという方針は、昨年の初頭に決まっていたわけでございます。そのときの閣議の了解にもありましたように、その実施の時期、対応は、いろいろの状況を見ながら判断していこうということでございます。当時私もはちろん——これは御理解いただけたと思うのでございますが、わが国は海洋の秩序、世界的な秩序の安定性に依存するところ最も大きな国でございます。逆を言えば、海洋の秩序が確立するという事を最も願う国の一つでございます。そういう意味におきまして、国連の海洋法会議におきましては、領海幅員の問題も他の主要な問題と一緒に討議が行われておりまして、なろうことであれば、その国連海洋法会議の進展をまつて、国際的にも全く調整のついた形でこの問題が決着がつけられれば最もよろしい、わが国の国益にも沿うゆえんであるということ、いましばらくは国連の海洋法会議の状況を見たいという気持ちを持っておりまして、当時の政府の認識でもあつたわけでございます。

しかるところ、先生御承知のように、昨年の海洋法会議のニューヨーク会期におきましては——ニューヨークにおいて二度の会期を行ったわけでございますけれども、深海海底の開発の問題がネックになって所期の進展を見せなかった。そういう

状況におきまして、わが国といたしましては、やはり沿岸漁民の方々の外国漁船の近海操業化に伴うところの問題というものは政府全体としてもちろん十分に認識しておたわけでございます。そして、それと関連で、国際的な動きの急速な歩みという事も考えまして、今回領海を十二海里に拡張するという事を今年初頭において正式に決定せられたわけでございます。

ただいま、御説ではございますが、領海を十二海里に拡張することに外務省が抵抗したというよりは、御表現としてはちよつと正確を欠くのではないかと。私どもの考えはいま申し上げたようなことではございまして、これは政府一体となつてやっていたことではございまして、政府内部におけるいろいろな御議論はありましたが、政府全体といたしましては、昨年以來いまのようなことで一体となつて動いてまいりました。

また、本年、いよいよ具体的に、領海法案を作成しようという事態になりました、私もといたしまして、鈴木農林大臣の御統括のもとに積極的にお手伝いをさせていただきまして今日に至つた、こういう状況でございます。

○正森委員 まあ外務省の条約局長なら、抵抗いたしたとしても言えないでしょうから、あなたもいまのような答弁をせざるを得ないというように思ひます。しかし、なろうことならば海洋法の秩序が確立するのとともに領海法を制定したいというやうな、その「なろうこと」という考え方が、海洋法会議の進展の見通しについても全く誤つておるし、そして昨年は海洋法会議の決定を待たずにアメリカが二百海里の漁業専管水域、そういうものを制定する、あるいはECやソ連がこれを見習うということになってきたわけで、そうなる

と、なろうことであれば国際的な秩序が海洋法会議という場ではできないにもかかわらず、既成事実が次々と出ていき、そのためにわが国民の、特に漁民の利益が侵害されるから、こういう法案の提出に踏み切らざるを得なかったわけでしょう。そういう意味では、こういう外国の状況につ

いて一番判断をしなければならぬ外務省がいささか判断を誤つており、対応が遅きに過ぎるようになったという事実は否定することができないと思ひます。そういう点を私は指摘をしておいて、外務省というものは外交的な技術的なものを考えるだけではないし、もう少し政治的な判断をしなければならぬ。そうでなければ外交技術屋であつて、外交というものは政治と離れてしまつたものになつてしまふということを質問のまず最初に指摘をしておきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、次に伺ひますが、ソ連のわが近海における漁業というものが非常に目立ってきて、中には目に余るものがあるわけですが、ソ連漁船がわが国の近海でイワシ、サバ、スケトウダラなどを中心に年間どのぐらい漁獲をしておるのか、その漁獲量の推定金額というものはどれぐらいであるのか、おわかりならお答えください。

○岡安政府委員 ソ連漁船はわが国の近海におきまして昭和三十年代に調査船のようなやつで出沒してまいりましたけれども、四十年代に入りまして非常にふえてきたわけでございます。最初にはサンマ、サバを中心としたしまして漁獲をいたしておりました。漁獲量につきましては定かな数字はございませんけれども、FAO統計、その他ソ連の発表等から勘案いたしますと、四十六年ごろはサンマ、サバを中心にして約十万吨程度というふうには推定がされます。それが四十八年、四十九年に至りまして二十万吨から二十五万吨程度というふうになつて二十万吨から二十五万吨程度というふうになつて、それ以降におきまして、これは大体二十万吨から二十五万吨程度、そのほか底魚のスケトウ等もとるに至りまして、それが大体十万吨から十三万吨、推定でございますけれども、五十一年ではおおよそ三十万吨から四十万吨の間ぐらいではなからうかというふうに考えております。

金額というところでございませうけれども、ちよつと金額まではいっておりませうけれども、その

と金額まではいっておりませうけれども、その

と金額まではいっておりませうけれども、その

ような状況となっております。

○正森委員 ソ連との間で漁業操業協定というのをつくったわけでございますが、それによってソ連がわが近海で漁民に損害を与えるというのが防げるのではないかということが考えられたわけですが、まだ十分に防ぎ切れていないようであります。私が伝え聞いているところは、他の同僚議員もその損害額等について御質問になったようですから省略させていただきますが、領海十二海里ということを設定した場合に、わが国の主権が及ぶわけですから、そういう損害は何割ぐらい減少することができると予想しておられますか。

○岡安政府委員　ソ連船によりますわが国漁船の被害は四十九年がピークでございまして、五十年に目ソ操業協定ができてまして、それ以後約三分の一ぐらいに減りましたが、最近またふえているというのが現状でございます。

そこで、四十八年以來の通算で考えてみますと、被害の件数は四十八年、四十九年、五十年、五十一年を合計いたしましたして千八百七十六件でございます。そのうち十二海里内のものが千十一件、約五四％、十二海里外で起きた事故が八百六十五件、四六％というふうになっておりますので、このままで推移するかどうか問題ではございませんけれども、領海が十二海里になれば半数以上の被害は防げるというのが一応の推定でございます。

○正森委員　鈴木農林大臣に伺いますが、五十二年二月二十三日の予算委員会で藤田高敏委員の質問に答えて、いわゆる国際海峡にかかわる部分についてののみ三海里にする理由についてたしか鈴木農林大臣が代表されて政府統一見解をお述べになられたと承知しております。この見解というのは現在でも変わっておりませんか、お伺いいたします。

○鈴木国務大臣 変わっておりません。

○正森委員 私はこの統一見解に若干の疑問を提出したというように思うのです。それはなぜかと申しますと、二月十二日に同じく予算委員

会で石野久男委員が御質問になっておりますが、それに対して福田総理大臣が要旨こう答えておられるのですね。これはだれに遠慮するわけでもない、わが国の立場を尊重する、守る、こういう立場である。核と云うのが、核のことではない。

つくりわが国の生命線とも言へべきマントラ海峡の自由通航、これを確保したい。わが国の海峡をみずから封鎖するといふようなことになることは非常に矛盾する、こうお答えになり、さらに続いて、安保条約ではない。つまり、わが国とする、海洋国家であり、どこの国の国際海峡も自由に通航させてもらいたい、そういう念願を持つて

おるときに、わが国自身が先んじてわが国の国際海峡を封鎖する、こういうようなことは妥当ではない、こういうことを福田総理が言っておられるわけですね。これは総理として言葉のあやでお願いしますね。けれども、私は非常

に正確な表現の言葉ではないと思うのですね。非核三原則を仮に国際海峡に適用するとして、海峡を防濶網か何かで全部封鎖してしまつて、そして一般の船舶も絶対に通さない、艦艇も絶対に通さない、文字どおり封鎖するんだというような印象を与える答弁になっているわけです。しかし、野党の多くが言つておられますのはそういう意味での封鎖ではないはずであります。一定の範囲内での非核三原則を守ることであつて、船を絶対に通さない、封鎖してしまうというような意味

ではないわけなんです。それをこういう表現を
されて、わが国はマラッカ海峡を封鎖するよ
うなことになればあたかもマラッカ海峡を封鎖
されてしまふみたいなことをおっしゃる。これは
非常に不正確な発言をもつて非常に国益にかかわ
る問題について国民に誤解を与えるような答弁で
はないかというように思いますが、いかがですか。

○鈴木国務大臣　総理の御答弁についての御質問でございますが、総理もその後いささか正確を乞ういた、こういうようなことで訂正をいたしてお

ようでございます。

○正統委員 私も予算委員会で短い時間に聞きました、そのときにもたしかそういう答弁があつたかもしれないというようにいま思い出しておりますが、ともかく非常に正確な答弁でないからこそ、いや、二丁はなかつたのです。

そこで、私は物の考え方についてこれからしばらく伺いたいと思うのですが、防衛庁がおられると思うのです。他の委員がすでにもう御質問になつたはでございましてから私が数字を申し上げてもいいのですが、これは私が予算委员会の総括質問であるいは聞く必要があるかもしれないとい

うことで防衛庁に要求して、私に對して二月十日付で防衛庁から答弁のあつた資料であります。これによりますと、海上自衛隊が確認した艦艇の通帳隻數、昭和四十六年から昭和五十年の年間平均は、対馬が約百四十隻、うち米艦約二十隻、ソ

連約百十隻。津輕約六十隻。米艦約十隻。ソ連約五十隻。宗谷約百十隻。米艦ゼロ隻、ソ連約百百十隻、十一年については若干変動して、宗谷海峡については米艦も数隻通っているやに聞いておりますが、この私にいただいた資料でよろしゅうございしますか。

○伊藤(主)政府委員 いま先生が申されたとおりでございますが、宗谷海峡を五十一年に数隻米艦が通っているというのは過去五年間に数隻通つた

○正森委員 私が用意した資料でございますが、昭和五十一年七月九日の参議院の外務委員会の議事録に登載されている、外務委員会が視察を行ったときの報告がございます。それは言つてありすからお手元にお持ちだと思ひますが、その資料によりまして、こう書いてあるのですね。

ところで、説明によれば津輕海峡を利用する船舶はかなり多く、青函連絡船及びカーフェリーが毎日一三八便運航しているほか、これと並

差して東西に通過する船舶は近年漸増する傾向あり、その地理的重要性は宗谷海峡が水で開

にあり、その地理的重要性は、命名漁船が水で開ざされる冬期にますます高くなっているとのことである。通過の状況を昭和五十年についてみると、漁船及び五百トン以下の船舶を除いても、合計一、〇〇〇隻のほかり、その内訳は国

内船舶三、五〇〇隻、外国船舶二、五〇〇隻、その他夜間あるいは濃霧などのために識別できなかった国籍不明船舶が五、〇〇〇隻となつてゐる。このうち軍艦の通過は、米國が年間一〇〇隻程度（昭和五十年は航空母艦一隻と駆逐艦九隻）であるのに対し、ソ連は年間約四〇隻ない（五〇隻）程度は通過してゐる。ソ連の通過監視は、

そのほとんどが駆逐艦もしくは情報収集艦であるが、過去には昭和四十九年に大型巡洋艦の通過が、また昭和四十八年三月、四月及び九月の三度にわたって在来型潜水艦の浮上通航が確認されている。

こういふ報告になっているわけであります。それ
 〇伊藤(主)政府委員 実は、先生からの御質問の
 部分はこちらに参りました。参りましたもの
 ですから、まだ読んでおりません。ただ、私ども
 が従来から調べておりましたのは、いま申された
 ような具体的な把握していないと思ひます。
 いまの御質問の中で津軽海峡を空母が通った
 というようなお話しございましたけれども、空母

が通ったということは私は記憶ございません。なれから、潜水艦も浮上して通ったというのは、かなり前に一度あったように記憶しておりますけれども、ほとんどないというのが実情でございます。

○正森委員　そこで、鈴木農林大臣に伺いたいと思うのですが、いま私が申し述べて一部衛局長から訂正がございましたが、なぜ私がこの数字を言ったかといいますと、たとえば津

海峽を国際海峽に、つまり両方とも十二海里に意味での海峽にしまして、まだ海洋法会議で論が出ておりませんから妨げられざる通過通航

制度というのではないわけですが、両方とも十二海里にしたとしても、これは決して封鎖することにはならないのです。たとえばこの参議院の調査に載っておりますが、「漁船及び五百トン以下の船舶を除く」と、こうなっているのです。これは「漁船及び五百トン以下の船舶」というのはもちろん自由に通れるわけですが、それからそれ以上の、一万一千隻に上る軍艦以外の船、これは全部自由に通れるわけでありまして、それから軍艦についても、ここではアメリカが約十隻で、ソ連が約四十ないし五十隻というようになっておりますが、非核三原則を適用するとしても、いま防衛局長がお話しになりましたように航空母艦は通っておらない、こういうわけですから、そうすると駆逐艦以下の場合にはこれは核兵器を積んでおらない可能性も十分にあるわけです。それからソ連船については見てもこれはそのほとんどが駆逐艦もしくは情報収集艦だ。在来型の潜水艦が三隻浮上通過しているかと思つたら、それは確認していないというわけですから、そうするとソ連側の情報収集艦とかあるいは駆逐艦の場合にはこれは核兵器を積んでおらない可能性が非常に大きいわけですね。そうすると十二海里にすれば海峡を封鎖してしまうというふうな、人に誤解を与えるような表現を福田総理はされたけれども、仮に津軽海峡を見ますと、一万数千隻年間に通つておるけれども、その中で無害通航を妨げられる船舶というのはほとんどゼロに近いわけですね。封鎖なんという概念とはおおよそ遠いわけでありまして、それであるにもかかわらず、なぜこれらの海峡について十二海里にしないのかということになると、これは合理的な理由がないかと思うのです。十二海里にいたしましたも無害通航は認めるわけですから、ただ非核三原則を守るといふだけなんです。核兵器を積載している船が通過通航するのは、たしか昭和四十三年四月十七日の政府の、これは無害とは認められないということによって認めないわけですから、そういういたしますと、福田総理の言われる封鎖するといふようなのは大げ

さであつて、マラッカ海峡との対比を考えましても、一万数千隻はどうぞ御自由にお通りください、こういうことになるわけですから、ちつとも影響はないというふうに思いますが、それをしてもあえてやはり三海里に限定される理由というのは、マラッカ海峡をお持ち出しになるだけではこれは十分な説明にはならない。外務省が非常に心配しておる通りに、十二海里にすればこれは非核三原則と抵触する可能性がわずかでもある。それを野党に突つかれたら困る。困るから漁民のいろいろな要望があつてもこれは十二海里にしないというところしかあと理由としては残つてこないじゃないですか。私はそう思いますが、率直な御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○鈴木外務大臣 正森先生のいまの御意見、これは非核三原則の問題に政府が重点を置いていわれる国際海峡である五海峡に対してそういう領海法の際に特別な措置をとつた、こういうぐあいに伺えるわけでございますけれども、私どもは当委員会におきましては御説明を申し上げておりますように、御承知のようにわが国は海運国家であり、海洋国家であり、また少資源国として海外から自由にとにかく資源等の輸入もし、また貿易もしていききたい、これがわが国の利益に通ずるものである、このように考えております。国連海洋法会議におきましては御承知のように無害通航よりも自由な通航制度というふうな方向で議論が収斂をされつつある、こういうことであり、わが国もまたそういう立場に立ちましてこれを主張しておるわけでございます。そういう観点からいたしまして、私どもは海洋法会議においてはそういう主張をやつてゐる、しかし自分のところの海峡においては自由な通航制度よりもつきつ制度をとる、これは国際的にも通用しない議論である、このように私は考えるわけでございます。そういうふうなことで、海洋法会議において国際的にこの国際海峡の問題についてのコンセンサスが出るまでの間私どもは現状のままにしたい、こういう意味でございます。

○正森委員 そういふ御答弁をされる鈴木農林大臣の御苦心のほどは十分に評価したいと思ひますが、しかしその御答弁は事実によつて次々に崩れていくというように私は思はざるを得ないわけですね。これからしばらくその点についてもお話ししたいと思います。

まず第一に、わが国が領海を十二海里に広げて海峡について非核三原則の適用を行つたりあるいは無害通航を主張したりすると、総理がたびたび言つておられるように、マラッカ海峡の通過通航について非常に悪影響があるのだといふことを一貫して言つてこられたわけですね。今度の予算委員会でもそうでありまして、しかし、私どもが承知しておりますところでは、インドネシア、マレーシア及びシンガポール、この三カ国は「沿岸三国会議共同発表」といふのを一九七一年十一月に行つておりますが、その中の第五項で、「インドネシア共和国及びマレーシアの両国政府は、無害通航の原則に従つたマラッカ・シンガポール海峡の航行を完全に認める」と、同海峡は国際海峡ではないことに合意した。シンガポール政府は、この点に關するインドネシア共和国及びマレーシア両国政府の立場をテーク・ノートした。」「こういうぐあいになつてゐるわけでありまして、つまり、マラッカ海峡の沿岸国がすでにこの海峡は、これは国際海峡ではないのだ、領海なんだ、だから無害通航の原則に従つて通航を認めるのだといふことを一九七一年に言つてゐるわけでありまして、ですから、その国と同じことをわが国が主張したとしても、それによつていままでも以上の報復措置を受けることは何らないわけでありまして、またこの三国は、私の知る限りでは核兵器積載艦を持つておつて、それがわが国の津軽海峡を通過してゐたり、あるいは宗谷海峡を通過したりしてマラッカ海峡を通るためにわざわざ領海を三海里にしておくのだという理由は、この一事をもつてしても崩れてしまふのではないかとこのように思ひます。

さらにつけ加えますならば、ことしの二月二十四日に「マラッカ・シンガポール海峡の航行安全に關する共同ステートメント」といふのを出した。これは鈴木農林大臣が百も御承知のはずであります。その第一には「船舶は、マラッカ・シンガポール海峡通航の間は常時、最低三・五メートルの余裕水深(UKC)を、アンダー・キール・クリアランスを確保し、」を維持し、かつ、特に危険水域航行の際にはあらゆる必要な安全措置をとるものとする。」とか、あるいは航行分離方式を設けるとか、あるいは保険をつけなければならぬとか、そういうことをもこれは全部決めてゐるわけですね。これは私の承知しておるところでは、わが国の政府関係者及び海運関係者も参加して、初めはUKCが三メートルにしてほしいとか、その前はもう少し厳しい条件を出しておつた。しかし結局これはやむを得ないということになつて規制されるわけでしょう。だから、一九七一年にすでにこれは領海だ、国際海峡ではない、無害通航の原則で認めるのだと言ひ、ことしの二月二十四日にはUKCが三・五メートルであるとか、その他のものも制限を課してきてゐるわけですね。わが国としては、好むと好まざるにかかわらずこれは認めなければならぬ、こういうことになつてゐるときに、わが国だけがよくればせの片思いのように、やはり非核三原則というふうなことをやつたらマラッカ海峡を通るのに影響があるといふようなことを言うのは、言葉が非常に過激なものでないけれども、まさにナンセンスではありませんか。ですから、私はもつとはつきりと、領海を三海里に制限するのはマラッカ海峡通過のためではなく、非核三原則のためなんだといふことをもつと正直におつしやるなら、これはそれがわが国に合致するかどうかは別として、なるほど政府はそこがねらいだったのかといふことはわかる。しかし、海峡を封鎖することになるというふうなことを言つてみたり、それからマラッカ海峡を通らなければならぬからといふことを言つてみるというのは、私がいま指摘したこと

わつてきておるといふのが現実でございます。
○正森委員 私どもは、時間に制限があるんです。いま長々と説明しましたけれども、私が聞いた、外務省はこういう非核三原則について考慮した提案はしたかという質問には一言も答えていないですね。答えないで、いろいろと八力国の規定についての論評をやっておるんですね。私は、案についての論評も後ほど聞かしてもらおうとは思

ましたけれども、論評をある程度短い時間でやってもいいけれども、外務省としては、こういうことはいたさなかつたというように答へなければ、答弁にならないじゃないですか。そんな態度をとつておるから、外務省というのは外交技術屋だということになるんですよ。もう一遍こへ来て答弁しなさい。

○中島政府委員 失礼申し上げました。

外務省といひますか、政府といひましては、この海洋法会議に臨むに当たりまして、その国際海峡の通航制度につきましては、無害通航では十分でないという態度と、それから船舶の種類によつて規制を行うという考え方には反対である、と申しますのは、船舶の種類別規制ということになりますと、巨大タンカーのねらい打ちというようになるところに行く可能性が非常に強い、そういう意味で、わが海運の自由を確保するために、船舶別の規制という考え方は何とかして排除したいという考え方もありまして、この八カ国提案そのものについて、同じような提案をわが国がするということなどはなかつたわけでございます。

○正森委員 いまの答弁にしても、三十秒ぐらいで済むものを長々とやりましたね。その態度自体が、いかに外務省というのが身がやましく感じているかというところで、つい言葉が多くなるといふように理解せざるを得ないんですね。もう少し、提案はしたことはない、こういうふうに答えて、そこでなぜだと言われれば、また堂々と答へに来るといふ態度をとるべきであつて、肝心のことは答へないで言ひわけだけをたらたるとするというのは、これは男らしい男子のすることじゃないです。そのことを——私は鈴木農林大臣のお顔を見ていますと、いかにもそつだというように眼目して上を見おろしますが、私はそういうふうに理解をして、外務省についてこれ以上いろいろ言うのは時間のむだですから、次に進みたいというふうに思ふんです。

しかし、もしそういうようなお考えであるとすると、次はいよいよ塩川官房副長官に伺いたいと

思ふんですが、先日四月の三日に、領海法等についてNHKの政見討論会がございました。その中で、わが党の岩間議員が言うておるんです。少しあれですが引用して——しませんと、塩川さんがなぜそういう見解を述べられたかということが出てきませんので、速記に基づいて申し上げますから、塩川官房副長官も速記を手元にお持ちだと思ひますから、それを場合によつたらごらんになつていただきたいと思います。

わが党の岩間議員はこう言つておるんです。前略いたしますが、「今まで政府の態度では、ことに昭和四十三年に政府見解というものを発表しているわけですが、それによると、常備核装備艦の領海通航を認めないようなことを政府見解として出している。これは日本の平和勢力の要求によつてたまたまとられたものだ。そういう立場にたてなければならぬ政府が、いったい、国連の海洋法会議のなかで、これを本当に努力するのかどうか。被爆国として、あくまで、これを要求して、そして一國の主権と平和を守り抜くという方向に、はつきり腹を固める必要があるのではないかと申す。」「この前の話ですけれど、カララカ会議——これは第三次第二回会議になるのですが——この海洋法会議で、マレーシアとモロッコ、オーストラリア、イエメンの四カ国が」といふのは八カ国の誤りでしようが、「次のような提案をしているんですね。核兵器積載艦や原子力船の海峡無害通航を沿岸国は従来よりもきびしく規制することが必要だ。」「こういう提案をされているわけですが、それ、そういう点からいへば、官房副長官におうかがいしますが、こういう点で努力をされるのか。」

そこで、塩川官房副長官が次のように答弁しておられる。長いですが、非常に失礼ですが前半は省略いたしますが、途中から読みますとこう答へておられる。「私は、「持ちこたさず」という原則を貫くためには、当然、岩間先生がおっしゃる通りに国際会議でも主張しなかならん。ただ、それじゃその船を停止させて実態をい

検閲して通すかということになると、ここが国際会議上の問題になつてくると、ここがそりゃあ、おっしゃる趣旨のことを努力するのは当然のことです。ですから海洋法会議でそういう核兵器絶滅、これはカーター政権も言つておるんですからそれにあわせて、あい呼応してそういう主張は強ひたいします。」「こういうふうに言つておるんですね。

これは、岩間議員の発言と一体として考えますと、それをやつたとして実効を得るためにはいろいろむづかしい問題はある。あるけれども、カーター政権も言つておる通りに核兵器絶滅、これを主張し、それとあわせて海峡についても非核三原則を貫くために、インドネシア、イエメンなどのやつておるようなのに相呼応して主張していかなくやいかぬ、政府はそういうふうに努力いたしますと、こう答へておるんですね。いまの外務省の答弁と真つ向から対立するんですね。

そこで私は、政治家としての塩川官房副長官に伺いたいんですが、まさか塩川官房副長官は、NHKでひとついふところを見せよう、政府はやらぬんだけれども、言わぬやうに参議院選挙も近づくと、これは票が少なくなる、だから言うておこうということ、こういう食言をなさつたんではないでしようね、実際にやるつもりでやったんでしようね、それをここで明白に答へていただきたい。そうして外務省のいまのような答弁は、政府の方針から見て不十分だということを明白におっしゃつていただきたい。

○塩川政府委員 先ほど発言の内容を読まれましたが、そこで私も明確に言つておきますことは、核兵器の絶滅について、私はやはりあらゆる国際会議で日本は主張すべきだと思つておる。正森さんのおっしゃつておる理論をずっと聞いておりましたら、要するに核兵器を積んでおる船だけを区別せよ、こうおっしゃつておるに思ふ。(正森委員「非核三原則との関係ではね」と呼ぶ)ところで、私もその討論会の中で言つておきますように、その区別が実際にむづかしいといふところ

に海洋法会議の悩みがあると思ふのです。日本はいままで、あらゆる経済活動を自由にやるということを中心にしてきた。そういう点から見まして、いままでの考え方から申しまして、海洋はでるだけ自由に、だけれども一定の船に制限をつけるということになりましたら、その一定の船といふのは、その国によつてとりよはどのようにもとれるわけでありまして、そこらに制限をつけるべきであるかといふことが海洋法会議の問題となつてきておる。だから結局は、海洋法会議の結論を待つてそういう制限をするのかしないのかという問題は結論を出すべきではないか、こう思ふのです。ただし私が言つておるものは、機会があるたびごとにやはり日本は、核兵器の絶滅、核兵器の絶滅といふことは、これは当然非核三原則を堅持しておる日本の国として当然すべきだ、こう思ふ次第であります。

○正森委員 私はいまの答弁は、NHKを聞いておる数百万の日本国民を欺くものであるというように言わなければならぬと思ふのです。私もあのテレビを見ておりましたよ。そして塩川正二郎さんはさすが大阪の出身だけあつていいことをおっしゃるというように私は思つたからこそ、すぐ貴方の方に速記はつておるかといふことで、起つたから、核兵器の絶滅だけについては言うけれども、何かそれ以上に海洋法会議で非核三原則を貫くための何らかの主張といふのはやらないといふように、いまの答弁でつたところからいふのです。ですから、あのNHKのあなたのおっしゃつたことというのは、NHKはもちろんな録画を残しておられます、わが党も全部テレビの録画をとつておられます、明白に言つておられるのですよ。「私は、「持ちこたさず」という原則を貫くためには、当然、岩間先生がおっしゃる通りに国際会議でも主張しなかならん。」「こうおっしゃつておるのです。また、「核兵器絶滅、これはカーター政権も言つておるんですからそれにあわせて、あい呼応してそういう主張は強ひたいしま

す。」こう言っているのです。これは核兵器絶滅という主張に合せて、非核三原則で通過しないようにということを主張いたしますというのを言うておるのです。これはだれが聞いたってそうなんです。それをいまここで、領海法のところまで速記録に載る形で出るといふことになるやうな悪い、しかしNHKなら、これは国民の前で空約束するといふのでは、まことに政党としても、政治家としても、言語道断じやないですか。

○塩川政府委員 そういふふうに一方的におっしゃるのではなくして、それでは私が言ったことを書いてありますから読みます。「ただし、それではその船を停止させてその実態を一々検閲して通すかということになると、そこが国際法上の問題になってくると思ひまして、それはおっしゃる趣旨は私は努力するのが当然だと思ひます。」そこで、「ですから、海洋法会議等で、そういう核兵器絶滅、これはカーター政権が言っておるのではありませんから、それにも合せて、呼応して、そういう主張は強くなすべきだ。」私が先ほど言っているのとちつとも変わりません。

○正森委員 それはそんなことをおっしゃるわけじゃない。いまあなたが読みになった部分は、私もひきよなことはしたくないから冒頭に全部読んでいます。しかしあなたはそのと同時に、その前に「私は、『持ちこたさず』という原則を貫くためには、当然、岩間先生がおっしゃる通りに国際会議でも主張しなげやならん。」こう言っているじゃありませんか。その岩間先生が何をおっしゃったかと言うと、私が先ほど読み上げたようなことを言ったのです。ですから私は、官房副長官がこの期に及んで、やはり速記録の残る国会の公式の場では言を左右しておられるというように思わざるを得ない。どうか、すべてのとはいませんが、何百万という日本国民が聞いておったのですから、御自分の言動については食言ではなしにやはり責任をとられて、そしてNHKでは確かにあつたけれども、しかし外務省の意向なり何なりを十分に聞いておらなかつ

たから若干言い過ぎであつたとか、あるいは私は自分の信念に基づいたので、通るか通らないかは別として政府や外務省内部でも主張するとか、そういうことをおっしゃるのが適切であると思ひますが、しかしあなたもここでそういうぐあいに御答弁になったんですから、幾ら言ひましても水かけ論になる可能性がありますし、本日は領海法の審議であつて、塩川官房副長官の政治責任をどううするといふ、そういう委員会ではございませうから、私のあなたの関係する部門についての質問はこれ以上やりとりすることを避けさせていたゞいて、次の問題に移らせていただきたいと思ひます。

鈴木農林大臣、しかし公平に、とらわれずに、いま私どもの問答をお聞きになつておれば、多くのNHKの視聴者には、政府を代表してまいりました官房副長官が、岩間先生がおっしゃるやうに国際会議でも主張しなければならぬ、こういうぐあいに言われれば、国民として期待を抱くのは当然であり、そして官房副長官の真意がどこにあるにしても、わが政府としては原子爆弾の被害を受けた唯一の国でありますから、そういう主張をすべきであるといふように私は思ひます。それを海洋自由の原則といふやうなことで、いままで一度も主張をしてこなかつたわが政府の態度といふものは、批判されなければならぬといふように思ひます。

そこで鈴木農林大臣に伺いますが、あなたは非核三原則のことではないのだと言つておられますけれども、二百海里法案等についての政審会談の報告というのがございました。政審会談が行われたのです。そこで領海法案について話が出ましたけれども、野党側が特定海域条項の削除をおおむね一致して、この点を強く迫りました。そうするとどう言つたかと言うと、自民党は非核三原則をどうにかしない限り全域を十二海里にはできない、これは林義郎水産副部長であります。また塩川官房副長官は、三原則の解釈がシビア過ぎる、もっと柔軟に解釈すれば原則全域十二海里だ

けでも済んだはずだといふように言つておるのです。これは各党の政審会長が全部おるところで堂々と発言しているのです。それから見ますと、やはり今度特定海域を設け領海を三海里にしたといふのは、非核三原則との問題が一番大きな問題だといふことを福田総理や農林大臣が幾らここで一生懸命否定なさつても、自民党の執行部や政府担当者の一部は、野党の政審会長との会談でちゃんと云つておるじゃありませんか。これは責任ある政審会長が全部聞いておるのです。それがメモになつて私のところに來たのです。どう思われま

○鈴木國務大臣 政審会長会談の御意見の交換、やりとり、その議論の流れといふものを、私実は承知しておらないわけでございます。そういうやうなことで、野党の皆さんから非核三原則逃れではないかと、いろいろな御議論が出たことに關連して、そういう議論に発展していったのではないだろうか、こう推察をいたすだけでござい

ます。その場面におりませんし、まだその記録を読んどおりません。しかし、この領海法の構想と申しますか、基本的な考え方、これは実は関係閣僚会議で私が提案をし、意見を述べて御賛同を得た、こういうことでございまして、私は先ほど来正森さんに御答弁を申し上げておるやうな趣旨でこの提案を申し上げておる、こういうことを御理解を願ひたいと思ひます。

○正森委員 私はただいまの御説明に必ずしも納得いたしませんけれども、もう時間が迫つてまいりましたので、最後に次の質問に移りたいと思ひます。

防衛局長に伺いますが、アメリカ側は当初領海は六海里以上には絶対に広げないのだといふ主張です。そして二百海里にしてほしいといふ発展途上国に対して、いわば交渉能力を高めるために、二百海里を認めるのだったら領海は六海里以下に抑えるといふことでやつてきたように思ひます。それはたとえばアメリカ側の代表でござい

ましたデイーンの論文を読みましたり、あるいは國務省の法律顧問のベッカーの論文などを讀みま

す。それは非常にわかるのです。たとえば「フーリンアフェアーズ」に載つたデイーンの論文を讀んでみま

す。それから、相当長いのですけれども時間がございせんからごく一部にいたしますと、「エーゲ海、東地中海において、またインドネシア、フィリピン、日本の周辺の海洋において、各島の領海の拡大は、わが艦隊や空軍の作戦能力を阻害するであらう。」

「こういうふうに言つておることは周知の事実であります。そこで私は言ひたいのですけれども、アメリカはかつてこういう態度をとりながら、いまや自国の漁民の圧力に押されてさつと二百海里だけは先に決めてしまつてゐるのです。そして領海は十二海里にはさせない。かつて何年か前には、領海は六海里以下に抑えてはしい、そのかわりこれをやつてくれるのなら発展途上国の二百海里は認めましよう、こう言つていたのです。ところがいまは、自分はさつと二百海里にしてしまつてそして領海は十二海里には絶対にさせないぞといふやうな態度をとつてゐるのです。これは非常に大國主義的な態度だといふやうに私は考へております。

そこで、防衛局長としては領海は十二海里の方がやりやすいのでしよう。そして防衛庁としては、万が一日本周辺でいふやうなことがあつても日本海にアメリカの空母が入るなどといふことは、仮に仮想敵国がソ連であるとなればこれはナンセンスである。撃沈されに入らなうなものだ。航空母艦等アメリカの艦船が日本海に入るなどといふことは考えられない。こういうぐあいに思ひます。

○伊藤(主)政府委員 日本海における作戦の場合にアメリカがどういふやうな作戦をとるかといふことは、私も詳しくは承知いたしておりません。ですから断定的なことは申し上げられないわけでございますが、まあ日本海の中に入る必要性というものは比較的少ないであらうといふふうに考へます。

○正森委員 ここに最近出ました「自衛隊戦わば」という本があります。これは元陸幕長中村龍平、元海幕長内田一臣、元空幕長石川貫之、こういうふうな方々のOBが書きになったものであります。その本の三百二十ページを読みますと、「日本海には空母はいらないでしょいうかね」という質問に対して石川さんは「日本海には絶対はいりませんね」と言っておるのです。これは少し軍事戦略、戦術を心得る者なら当然のことなんです。いざ戦端が開かれれば日本海はソ連の海になる。そんなところに何も空母が入らなくてもアメリカ側として日本列島の外側から幾らでもやりたいことはやれるわけです。そういう点を考えますと、ソ連というのは宗谷海峡にしろ自分の領海があるわけです。ですからアメリカ側がいま日本が特定海域にしたような海峡を使わなければならぬという理由は、私は非常に可能性が少ないというふうに思うのです。そういう点から考えますと、仮に日米安保条約を前提にするにしても、わが国益から言って領海を三海里に限定する必要はないんじゃないか、それが率直な防衛庁の見解ではないですか。

○伊藤(主)政府委員 防衛上の観点、軍事的な面から申し上げますと、これは外国の艦船が自由に入ってこれぬ領土的なところが広い方がいいわけでございます。しかし一方、先ほど来農林大臣からも御説明がございましたように、海洋国家としての日本、そしてまた先進工業国としての日本の特性から自由な通航というものを従来から主張しております。したがって私どもは、安全保障というものを単に軍事面のみから考えるべきではないと思ひまして、エネルギー問題あるいは食糧問題等を考えまして広い意味の安全保障の立場から現在のような政府の考え方が打ち出されたものというふうに考えておるわけでございます。

○正森委員 最後に伺いますが、防衛庁は韓国からのアメリカの核兵器及び地上軍撤退についてのカーター政権の政策はもろく承知しているはずであります。そして当然のことながら、この

政策というのがブルッキングス研究所で多年研究された民主党の政策に基づいて行われている部分が非常に大きいということも承知しているはずであります。そして、ブルッキングス研究所の政策をまとめたものとして、たとえばラルフ・N・クロフが書いた「米国のアジア戦略と日本」という本がございますが、これについても十分に研究しているはずであります。そうではありせんか。

○伊藤(主)政府委員 韓国からの米陸軍の撤退、戦術核の撤退等につきましては、私どもも関心を持っていろいろな角度から勉強いたしております。

○正森委員 これで質問を終わらしていただきますが、鈴木農林大臣に伺います。

いま防衛庁当局も認めたブルッキングス研究所のラルフ・N・クロフの「米国のアジア戦略と日本」の二百三十三ページから二百三十四ページにかけてこういうことが書いてあります。「もう一つ真剣に考えられるかもしれない方法は、南北両政府と大國とが半島における武力不行使を約束し、半島を非核地帯として尊重することに同意する二つの協定の組み合せである。たとえば、南北両政府は互に武力を行使しないという非公式とりきめを、やがて正式な政府間協定に変え、双方共核兵器を作らず、領土内にもちこませない追加規定をつけることも考えられる。そうすれば四大國もこの協定を支持して、大國自身も半島における武力不行使と半島の非核地帯尊重を約束できるかもしれない。」これは一つの青写真として考えていることではないか。

つまり、カーター政権のブレインでさえこういうことをすでに考えておる。そうだといたしますと、わが国が海峡について非核三原則を適用して日本列島から朝鮮半島にかけて非核地帯をつくらうという考え方を展開することは、ただに日本国民の利益に合致しているだけでなしに、いまやカーター政権のブレインでさえあり得べき何年か後の東アジアの未来図として描いているのです。いまこそ領海法を考える場合に、あるいは海洋法会

議でわが国の主張をする場合に、こういう長期的なビジョンを立てて物事を考えるべきではないかというのをあえて要望いたしまして、それに關する感想を一言だけ伺って質問を終わります。

○鈴木國務大臣 先ほど来正森さんの御高見を十分私も拝聴し、勉強していただきました。

なお、私ここで申し上げておきたいのであります。日本共産党が党としての水産政策を御発表になりまして、こういう政策をとったかどうかという、政策マンとして私も尊敬いたしております上田耕一郎先生が塚田大願さんと一緒に御見えになりました。そのとき私もそのついでにいまの領海法についての構想をお話し申し上げた。そうしたら上田さんは現在よりも前進ですねと言つて、評価をしていただいたわけでございます。私は、いろいろの御意見等があると思うのであります。すけれども、ぜひこの国会でこの領海法について、日本共産党も御賛同をいただくようにお願いを申し上げたいと存じます。

○正森委員 現在の法案がいまよりは前進であるということは、われわれは一貫して主張しております。農林大臣の御主張は、党を代表して確かに承っております。

しかし、同時に、私が最後に申し上げた点については御応答がございませんでしたが、その点についても、しかと御記憶にとめておいていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

○金子委員長 加地和君。

○加地委員 まず最初に、鈴木農林大臣、モスクワへ行つていただきましたいろいろ御奮闘いただきました。まじり、どうも御苦労さまでございました。今回の漁業交渉は、文字どおり与野党一致して国内での声援を送つていたわけでございますけれども、相手のあることで、また五月には奮起して、ひとついい知恵を持ち寄つて、日本の国益にかなうように御努力をお願いしたいと思います。そこで、お疲れとは思つたと思いますが、新しい自由クラブも一時間与えられておりますので、

で、国民を代表いたしまして質問させていただきます。

まず第一に、農林大臣が御帰国なさったときの記者会見で、基本的な問題を残して協定のほとんどの部分について意見は一致した、付属書についても成文化は終わつておる、このように発表しておられますけれども、基本的な問題を残してというところを概略御説明願えませんか。

○鈴木國務大臣 基本的な問題と申し上げますのは、暫定協定案の第一条、この第一条は幹部会令の適用海域の問題でございます。第二条は、わが国が近く二百海里の漁業水域を設定する、そのことに関連をいたしまして、ソ連の二百海里漁業専管水域の中に暫定協定で日本の漁船を入れてやるのであるから、日本の二百海里漁業水域の中にも入れてもらう権利を留保する、つまり、入れてもらうことを前提にしてこの協定を結ぶのだ、こういうことをソ連は言つておるわけでございます。

私は、第二条の問題につきましては、日本の二百海里の主権的権利をソ連側が認めて、そして一定の条件のもとにおいてこの二百海里に入つてくるといふことにつきましては、これは相互主義でございますから、私はそのことははっきり約束をしております。この二条の問題につきましては、基本的にはイシコフさんとの間には合意ができております。

ただ、その成文化に当たりまして、第二条の問題については、ソ連の法制の立て方とわが法の法のたてまえと違つてございまして、実務家の間の修文化の段階で若干難航しておる。しかし、これは時間をかければ問題なく意見は調うものと考えております。

問題は、第一条の幹部会令の適用海域、この問題が、端的に申し上げますと北方四島の領土絡みの問題でございます。ソ連の表現、とうとうとする線引き、そういうものとわが方の主張は対立をしておる、こういうことでございます。その他の第三条以下は全部成文化も済んでおり

ます。また、その細目を決めた付属書も全部合意をし、成文化も完了しておる、こういうことでございます。

○加地委員 ただいまの第二条の日本の二百海里以内へソ連の漁船も入れてくれという意味は、日本の沿岸十二海里以内にも当然にソ連の方は入れてもらえろという考えなんですか。

○鈴木国務大臣 ちよつと御説明を申し上げます。ソ連の二百海里専管水域と申しますのは、ソ連沿岸の基線から起りまして二百海里、それ全部にこの幹部会令が適用になるわけでございます。その中に十二海里の領海が存在をする、こういう構成になっているわけでございます。わが方のこの十二海里、二百海里の問題というのは、いま御審議をいたしておりますように、基線からはかりまして十二海里の間が領海でございます。そして十二海里の外百八十八海里が漁業水域である、こういう構成になっているわけでございます。

したがって、ソ連の方は根っこから二百海里漁業専管水域であるというところでございまして、協定のしようによつては、専管水域でございまして、よその国の漁船も入漁させ得る、こういうことになるわけでございます。しかしわが方は、領海は領土の延長、領土のものであるというところで、絶対に外国漁船はこれには入れない。実績によつて一定の条件で入れるのは領海の外百八十八海里の漁業水域である、こういうことになっているわけでございます。

そういう点が、成文化の段階におきましてなかなか意見がかみ合わない問題がある、こういうことでございまして。

○加地委員 そうしますと、ソ連は日本の沿岸十二海里以内で魚をとることができないということでは認めておられるわけですね。

○鈴木国務大臣 イシコフ漁業大臣との間ではそれははっきり認めております。

ただ、ソ連の法律がそういうたてまえになつておりますから、ソ連の法律をたてまえにいたしま

すと、領海に対するとその別個の協定がなされれば、合意されれば入ることもできるというたてまえにソ連の方はなつておるわけでございます。われわれの方は、領海につきましては別個の協定もなし得る余地はない、そのことははっきり申し上げておるところでございます。

○加地委員 同じ帰国されたときの記者会見で農林大臣は、世界の二大遠洋漁業国家として、両国、日本とソ連は互いの漁業実績を一〇〇%尊重すべきだ、日ソ間で削減し合つては他国に実績を認めよとは言えない、こういうりっぱな御発言をなさつておるわけでございますが、果たして、いままで日本がソ連の領海あるいは二百海里の漁業専管水域とつていた魚の量を最大限度確保し、かつソ連にもいままでの実績を最大限度認めるということが、単なる話ではなしに、現実に政治的あるいは条約的な解決で可能な話なんですか。

○鈴木国務大臣 私は、ソ連の雑誌記者の方から羽田の会見の際にいろいろ御質問がありましたので、それに関連をいたしまして基本的な考え方を申し述べたところでございます。

しかし、実際的には、ソ連はアメリカとの交渉におきましても二割以上の漁獲の削減を受けておる、カナダとも同様の削減を受けております。またE.C.、ノルウェー、アルゼンチンあるいはアイスランド等々におきましても、相当の削減を迫られておるようでございます。そういうような事情から、自分の庭先である北西太平洋の海域においては、何とかその削減された分を補いたい、こういう考え方があつても、これは私理解のできるところでございます。

そういうようなことで、二大遠洋漁業国家として第三の国に対しましては実績をできるだけ尊重せよという立場にありますが、ソ連としてはそういう厳しい情勢下にあるわけでございますから、私は、一〇〇%ずつ認め合ふということとは実際問題としては困難である、しかしできるだけの漁獲実績というものを、お互いにそれに近いも

のを認め合ふということが望ましいと考えておるところでございます。

○加地委員 まだ交渉の途中ではございますけれども、漁業の責任者として鈴木農林大臣は、日本側としてたとえば昭和五十一年度実績の何%ぐらいまでは確保できるという見通しを持っておられますか。

○鈴木国務大臣 そのことがはつきり予測がついておりましたら、大分肩の荷も軽くなるわけでございまして、なかなか予測ができません。しかしここで申し上げられることは、日ソ漁業条約に基づきましてサケ・マスの交渉をやつてきたわけでございまして、ソ連は、この条約は存在するけれども、今回設定したところのソ連の二百海里漁業専管水域、ここにソ連の主権的権利を適用する、その漁獲割り当てはソ連側が決めるのだという基本的な態度をとつております。

しかし、その二百海里の外の部分につきましては、話し合いが大分進んでまいりました。そして、ニコロフ首席代表とわが方の荒勝代表との間では、五万七千トンという線を一步も譲らなかつた。ところが、イシコフ大臣が大局的な判断をされた結果、それに五千トンを上積みして六万二千トンという数字を出されたわけでございます。これを一体どう評価するかというところでございまして、二百海里の内、外で豊漁年の一昨年には、わが方は大体八万七千トン漁獲をいたしておつたわけでございます。そういう実績がございまして、それを、二百海里の中でどれだけとつたかということ推算いたしますと、約二万トン程度とおります。八万七千トンから二百海里内の二万トンを引きますと、六万七千トンということになります。

いままで日ソ漁業委員会、シャルクの場合、サケ・マスの資源を増強していかなければならないというところで漁獲量の漸減方式をとつてきておりまして、大体四万トン程度ずつ削減をするようにいたしております。六万七千トンから四万トンの漸減方式でまいりますと、六万三千トンというこ

とになるわけでございますが、それに対してイシコフ大臣の裁断によつて六万二千トンに大体決まつた、こういうことでございまして。私はこの二百海里の外のサケ・マスの漁獲量、この後退につきましてはまあやむを得ないけれども、漁期の関係その他を考えればこの程度で妥結せざるを得ないということでは代表団の諸君に連絡をいたしておるところでございます。

私は、領海の外のこの示されたところの漁獲量というものが、二百海里の中でどういうぐあいになるのか、条件がまるで違いますからそれでもって類推することはできない、こういうことでございまして。

○加地委員 ただいまの二百海里外の数字が非常に多いようにも受け取れるのですが、どうでございましょうか、漁民が四月一日から北洋漁業が全然できない、魚一匹もとれないということと不安を持つておるわけでございましてけれども、大臣として、昨年実績の九割くらいいけるとか、八割くらいいけるとか、およそのことも全くめどがつかないのでしょうか。それともその数量の決め方というものが日本として何ら介入の余地のない、ソ連がいわゆる水域を決めても、漁獲量の割り当てという段階ではソ連が一方的に、神様が宣言を下すように一方的なものだからなんですか。また、わが国として、武力というのは当然持たない国であり、持つべきでありませぬけれども、何かほかの手段、方法等わが国の言い分を通す方法というものがなないのでしょうか、その点ひとつお尋ねしたい。

○鈴木国務大臣 この漁業専管水域というのは、魚類その他の水産資源の保存と有効利用ということとがたてまえになつておりまして、この漁業専管水域につきましてはその沿岸国が主権的権利を行使する、そして余剰があつた場合にこれを実績のある国に分ち与えてやる、余剰原則の上に立つておるのが漁業専管水域の基本的な構想なんでございます。

そういうことからいたしまして、いろいろアメ

リカの場合におきましても、ソ連の場合におきましても、実績国である日本の要望、意見、それから資源に対する科学的な評価、そういうもの等につきましては耳を傾けるわけでございますけれども、最終的には、沿岸国で主権的権利を行使しておるそのアメリカなりソ連というものが決定をする、こういうたてまえに相なっておりますわけでございます。

私はそういう事情に置かれております日ソの漁業交渉において、クォータの問題はもとよりであります。この暫定協定の締結を早期にやるといふ立場からいたしますと、やはり日ソの友好関係、これを将来に向かって維持し、発展をさせていくことが両国の将来のためになるということ、また、相手国としての日本をソ連が世界の政治戦略の面からどういふぐあいに位置づけておるのか、評価しておるのか、大事にせねばならぬ国であるのかどうか、そういう点を最高指導部が冷静に判断をし、日ソ友好の将来の立場に立ってこの問題についても判断を下さるべきだ、このようにこいねがっておりますでございます。

○加地委員 いま一番大きな問題になっているのが北方領土四島の帰属の問題だと思ひます。それで、われわれの理解するところでは、ソ連はソ連としていままで言ってきた北方領土四島が自分の国のものであるという前提で線を引いてきておる。ソ連の立場に立つと、よい悪いは別にこれ以外の線の引きようはないだろうと思ひます。最初から特殊水域とか何とかという形でやってくるはずはないと思ひます。わが国の場合も、この際に北方領土四島が日本のものであるといふことをソ連に認めよという交渉をやっているのか、あるいはこれは永久に玉虫色でしか解決のつかない問題だからソ連は勝手に向こうのものだと言っておれ、日本も勝手にこれは自分のものだと言おう。そして日本もその北方領土四島を基準にして線を引く、ソ連も勝手に線を引く、その中で漁業というもののについての紛争なんかはどう解決するかはまた別問題として、そこら辺の何か北方領土四島についての、この際はどこまで突っ込んでいくかという点についてどういふ方針で臨んでおられたのか、お尋ねしたいのでございます。

方領土四島についての、この際はどこまで突っ込んでいくかという点についてどういふ方針で臨んでおられたのか、お尋ねしたいのでございます。

○鈴木国務大臣 御承知のように北方四島、わが方はこれは固有の領土であるという主張、早期返還を求めるといふのが民族の悲願でございます。ソ連は戦後三十年にわたってこれを占有しておる。これは現実の姿である。そういうようなことで主張は分かれるわけでございますけれども、しかり一九七三年には、御承知のように当時の田中首相とブレジネフ書記長との間に合意がなされております。戦後未解決の問題を解決して日ソ平和条約の締結の交渉を今後引き続き継続をする、こういう合意がなされておる。共同声明も発せられておる。私も、その戦後未解決の問題、今後継続して協議すべき問題、そういうのが実態である。そういう前提の上に立つて、この北方四島沖合いの海域の適用の問題は、その実態にふさわしい双方の立場を損なわない形でやるべきだというのが私の考え方でございます。この際漁業交渉を機会に北方四島の問題を漁業交渉の場において決着をつけるが、なんとかいふようなことは、なかなかこれはできる問題でもないし、またソ側がこの漁業水域の設定に当たって、この戦後未解決の問題として平和条約の交渉の課題になっておる問題をさらに既成事実として積み上げていくというやうなことについても、私は絶対に容認できない、こう考えております。

○加地委員 まあ基本的に私の考えも農林大臣の考えも同じなんですが、現実最終的に結んでいく場合に、北方領土四島の周辺でソ連が線引きするのをとめさせることが果たしてできるのか、あるいはソ連はソ連で一方的に幹部会令とか何かで決めたもので線を引く、日本はまたこの十二海里法あるいは二百海里法で勝手に重なる線を引いた場合に、このときは一体どうなるのでしょうか。戦争でも起こるのでしょうか。

本とはやはり友好関係を維持、発展させていきたい、こういう考えを持っておられると思ひうわけでございます。わが方も同様でございます。したがって、この問題は非常に困難な問題ではあるけれども、しかし不可能な問題ではない、私はそういう考え方でこの問題に取り組んでまいりましたし、今後もしそういう考えで取り組んでいく方針であります。

○加地委員 それではちよつと別の角度から聞きますけれども、いままで北方領土四島の周辺は、四島を中心としてソ連の十二海里の区域になっていたのでしょいか、それとも、ソ連の十二海里法はそのまま適用されないで何か特殊な区域になっておったのでしょいか。特殊な区域であるとするれば、具体的に日本の立場から言うと、どういふ便益のあつた区域ということになっておるのでしょいか。

○鈴木国務大臣 ソ連は、北方四島周辺につきましては現にこれを占有しておるという事実の上に立つて十二海里の領海というものを引いておる。でありますから、わが国の漁船がこれに近づき、かつ入りますと、拿捕事件等が起こっておったわけでございます。これに對しまして、わが方としては、この北方四島周辺の安全保障、操業の安全というやうなことで、長年にわたってその操業の安全を確保するためにソ連側に交渉してきておる、こういうことでございます。

といふことをおっしゃったから、そういうことは私、夢にも考えたことがありません、こういうことでございまして、先ほど来、この御審議に当たつて明確に申し上げておりますように、日本の領土、その沿岸沖合いには全部二百海里の漁業水域を設定する、こういうことで法律の御審議をお願いして、こういうことでございまして。

○加地委員 それではソ連の設定する北方領土四島を中心とする十二海里、二百海里の幅がダブつてくるということですね。

○鈴木国務大臣 そのとおりでございます。

○加地委員 いままで日本の領海内で魚をとる場合に、外国人が魚をとることに對しての取り締まる法律があつたと思ひますが、その法律の適用が北方領土四島周辺では適用除外ということになつておると思ひますが、この法律の改正もこの際あわせておやりになるのでしょいか。

○鈴木国務大臣 現在、三海里の領海内におきましては外国人漁業規制法ということが適用になるやうに相なつております。今度はあわせて漁業水域法が御審議を願ふことに相なつておりますが、その漁業水域法第五条で外国人の漁業は規制をされ、禁止される、こういうことに相なつております。

○加地委員 それではこの十二海里法、二百海里法というものが早期に制定されれば、五月にソ連との漁業交渉に非常に有利な支えになるのではなからうかと言われたいと思ひますが、法律的なことでございまして、大臣でなくとも専門の方で結構でございます。ソ連の引いておる二百海里と日本の方から引いた二百海里とがダブつた区域について、今度つくられようとしておりますところの二百海里法では、ダブる部分については中間線である、こういう規定になっておると思ひますが、この中間線について、そして日本がその中間線を国会で可決すればソ連としても当然にその中間線というものを尊重してくれる見通しがあるのでは

ようか。

○岡安政府委員 漁業水域法の範囲、二百海里の範囲の線引きにつきましては、他国の沿岸からの距離をはかった場合に二百海里がダブる場合には中間線ということになっておりますけれども、いま御指摘の北方四島のように領有が争われているというところでは中間線という考え方はございません。

○加地委員 領土問題というものが問題になっていないところでは中間線でいくというのはもう世界の常識になっていくわけですか。

○鈴木国務大臣 もう一遍ちよっと……。

○加地委員 領土問題で紛争が起きていないところから引つ張った二百海里の線、ダブるところは中間線でいくというのはいま国際常識になっておるのでしょうか。ソ連としても当然にその中間線は尊重してくれようでしょうか。

○岡安政府委員 いまの御質問は、懸案、未解決の問題となっております北方四島を除いて、それ以外の島から二百海里を引いての中間線という案があるかという御質問だとするならば、これはそういう考え方はございません。やはり領海なり二百海里の線を引く場合に島を飛び越すという考え方は全くないわけでございます。したがって、現に島がある場合にはそれを飛び越して仮に引いてみる、それで中間線を引くというふうな考え方はございません。

○加地委員 私の聞いていることとちよっと違うのです。

たとえば、佐渡島の辺から引いた二百海里とウラジオストクの辺から引いた二百海里と、この中間には領土問題について紛争の起きている場所はないですね。ないと思うのです。そうしますと、そのちよっと佐渡島から引いていった二百海里の線というウラジオストクの辺から引いてきた二百海里の線とがダブる部分、これは中間線でいくというのが国際常識にもなっていて、ソ連という国といえども当然に守ってくれるということが予測されるのかどうかという点です。

○岡安政府委員 これはそのようになっております。

○加地委員 そうしますと、私もちよっと心配性ですから最悪のときを考慮しておるのです。もしソ連の側に立っていきまると、いつまでも交渉がまとまらなければそれだけ日本の漁船はやってこないで、悠々と自分の沿岸から二百海里のところまでソ連だけが魚をとれるわけですから、ソ連側には早期妥決を必要とする必要性がある面では少ないと思う。そうすると、もし永久にいまのままでは話が進まない場合に、日本が二百海里をつくって中間線のところまで押し戻したとします。押し戻せるはずなんですか。そうした場合に、日本としてはいよいよソ連の海の中の漁業実績というものは何割ほど減った歩どまりでいけるのでしょうか。これは私、最悪のときのことだと思っておりますけれども、最悪、いよいよまとまらないで中間線まで押し戻していったときの……。

○鈴木国務大臣 そういう最悪のことを考えたことがございません。しかしまああなたがおっしゃるようなことを前提として申し上げるならば、その実績は百七十万トンである、こういうことが申し上げられます。

○加地委員 それでは四月一日以後のいわゆる北洋漁業に従事しておられた方々の被害及びそれに対する補償の問題についてお尋ねしたいのでございます。

水産庁の方にもいろいろ各団体からの陳情書等が行つておると思うのでございますけれども、私の方にもたとえば小樽機船漁業協同組合、留萌機船漁業協同組合の方から「韓国オッターロール」漁船が北海道周辺海域で操業中止要請に係る陳情書」というものが来ております。

韓国船もいわゆるソ連の引いた二百海里などによつて押し出されてきて、そして日本では沿岸漁業資源保護のため国内オッターロール船の操業禁止をしておる区域で、韓国の大きな五百トン型の船が七隻程度来て、日本人の目の前で、日本人としてはいわゆるとってはいけない区域で悠々と

韓国の船が魚をとつておる。そういうことで、日本の底びき船は全く漁業不能、こういう状態でございまして、韓国に對し、いわゆる日本の漁民ですら資源保護のためにとることが許されていない区域での漁業操業、これを何とかとめる方法はないのでしょうか。

○岡安政府委員 韓国漁船が三月以来ソ連の沿岸から退去をする、その船が日本の沿岸に参りまして操業するという事態が起りまして、日本の沿岸漁業に對して相当な被害を与えていることは事実でございます。先般も水産庁の職員が韓国へ参りまして、私もたまたま沖合の底びきの禁止のラインとかオッターロールの禁止ラインというふうなものについては日本の漁民も漁業を遠慮しているのだから、操業を遠慮しているのだから、韓国の船も遠慮をしてもいいというところで話し合ひをしたわけでございますが、沖合の底びきのライン等は、これは大体十二海里の中、近辺にございまして、そのところまでは話がついたのでございますが、オッターロールの禁止ラインというものは相当、もつと沖合にございまして、そこは現在公海である、そういうふうなことからまだ話がついておりません。しかし、韓国と日本の間におきましては日韓漁業協定等がございまして、円滑に操業をいたしておる間柄でもございまして、今後政府間同士で十分話し合ひまして、そのような紛争等が起らないように私どもとしては精力的に話し合ひを進めていきたいというふうに思っております。

○加地委員 日韓漁業についての友好という精神も理解できるのでございますけれども、これは国単位でいきますと友好であつても、たとえば山口県とか島根県から韓国近辺へ行つてとつておられる方は友好で大いに結構なものでしょうけれども、逆に、小樽の近くを漁場にしていて乗り込まれてきておる漁民にとると、日韓友好という美名は、自分らの犠牲ばかり強いられておるじゃないかという気持ちを持つておることは事実だと思つております。小樽周辺の方についての補償とかなんとかい

うことは考えないのでしょうか。あるいはほかのいい漁場を割り当てて、日韓円滑に話がつくまでの間でも、小樽、留萌の辺の方の実績がそう損なわれないようにする方法はないのでしょうか。

○鈴木国務大臣 この問題は、野方図に韓国漁船の操業を認めるということではございません。もとより十二海里の中にはいかなる外国船といえども入れないわけではございますが、この十二海里の外、百八十里の中につきましては、韓国漁船の実績を評価いたしまして、わが国の百八十里の漁業水域、その中における資源の保存、それに伴う管理、規制、そういうものを十分尊重することによつて、しかも隻数であるとか漁獲量であるとかそういうものも一定の基準によつて定めまして、そして認めてやろう、こういうことでございまして、韓国の漁船だからといって野方図に、自由に何隻でもやらせろというわけにはまいりません。そういう措置を十分講ずるつもりでございます。

○加地委員 いま大臣がおっしゃったことは、二百海里法というものが制定されたときのことなのではないでしょうか。

○鈴木国務大臣 そのとおりでございます。

○加地委員 それから、漁獲高以外にも、小樽、留萌の辺の方は、漁具あるいは網などにひつかけておられるために、最近はその網の中にワイヤ等が入つておるために、韓国の船にひつかけて引きずられたときには網を切つて逃れるというわけにもいかないで、一日近く韓国の大漁船に引きずり回されて、これはひよつとすれば転覆の危険性もあるという被害等も出ておるのでございます。巡視船、監視船あるいは飛行機などの常時配備により漁具被害防止の徹底を期する、こういう要望も出ておりますけれども、何かびしっとした対策を講じていただいておりますでしょうか。

○鈴木国務大臣 現在まだ領海の幅員が十二海里ということになっておりませんから、三海里と十二海里の間にも、これは公海として韓国の漁船が

入つてきておる。しかし、実際に起こつておる被害というような問題の処理につきましては、民間の取り決めが日韓の間にございまして、その紛争の処理並びに紛争が起らないような自衛の措置、そういうものが日韓の民間協定としてなされておるわけでございます。先般も、この四月に入りましたから、韓国にわが方の民間代表が参りまして、そういう問題につきましても話し合ひをしてきておるわけでございます。わが方の水産庁からも要請をいたしておりますから、韓国政府におきましても前向きに韓国の民間団体を指導して、こういう紛争なり日本の沿岸漁業に対する被害なりが今後起らないように、いままでの問題については誠意をもってこれを解決する、そういうことに話し合ひが進んでおる段階でございます。

○加地委員 沖底船になりますと、四月などでは、一隻当たり四、五千万円の水揚げを見込んで、それに伴つて手形を切つたり支払い計画を立てておるようでございます。もし不渡りが出てしまふと、下請加工業者などへの支払いもできないために、その下請業者もつぶれてしまふであらう。そうすると、一月後、二月後にソ連との間で漁業交渉が成立しても、そのときには下請加工業者、企業というものがもう存在しなくなつてしまつておるおそれがある。そういうことで、つなぎの融資とか補償などの要求が出てきても当然だと思つてございすけれども、どうも漁民の方方は、政府の方方は出してくるような出してくれないような、具体的にはどうしてくるののであらうかという心配で毎日明け暮れておるのでございす。それで、どの機関を通じて、いわゆる融資についてはどういふ項目で、いつごろ出すのだ、あるいはまた補償についてはいつごろ、どういふぐあひに出すのだ、そういうことが具体的にいま御発表できますでしょうか。

○岡安政府委員 いま御指摘になりましたように、四月以降出漁を停止しておる漁船につきましては、いろいろな支払いがあるにもかかわらず漁獲収入がないという事態があります。そこで、そ

れらの方々に對しまして、本格的な救済措置は少し先になると思ひますけれども、いま御指摘のように入漁料に事欠くような場合には緊急の融資措置を、これは私もいま調査をし、融資をすべき額、金利その他の条件を大蔵省と相談いたしておりますが、今月中にも次第の方を明らかにしたいと思つておる次第でございます。

○加地委員 今月末まで待てないといふところも多いと思ひます。これについては、ほかの金融機関を紹介するとか指導するとか、本格的なことが今月の末に決まるまでのそのまたつなぎの対策といふのは何か立つておるのでございすでしょうか、それとも漁民に、自由主義経済だから勝手にせいといふことになつておるのでしょうか。

○岡安政府委員 すでにそのようなケースにつきましては、三月中のニシン漁船の出漁中止に当たつておりました。私も融資のあつせんを具体的にいたしておりました。そういうようなお話がございすれば、都道府県、北海道なら道庁それから道信連等にお申し出いただければあつせんをいたします。また直接私どもに御連絡いただきたまはつておせんは申し上げたい、かように考えております。

それで、二百海里という線がどん引かれていても、私たちが聞きますのは、アメリカのよいうな友好関係の国とは、入漁料を支払うことによつてかなりの漁業実績を確保できる、あるいはニューギニアなどには、あの周辺は非常な漁場であるけれども、ニューギニアに住んでおる人間の割合は、魚を食ふべいかといふものも聞いておられます。今後二百海里の線といふものが世界の海に張りめぐらされていつたときに、重要なのは、それぞれの国々との入漁料を支払うことによる、いわゆる漁業実績確保といふことであらうと思つてございすけれども、そういう入漁料を支払ふことによつて、いままでと比べて大体どれくらい魚の量といふものが確保できるのか、あるいは入漁料負担といふのはアバウトのくらの負担で済むのか、こういう見通しは立つておりますでしょうか。

○鈴木国務大臣 そういふ二百海里の設定をし、具体的な入漁料というふうなものにつきましても、個々の漁業会社、漁船等がこれまで過去におきましてやつてきておられます。これは国によつて違つてございすけれども、今後開発途上国等につきましても、入漁料のほかに、経済協力でありまつか、いろいろな条件を出してきておるわけでございます。たとえば、漁港をつくつてほしい、あるいは道路をつくつてほしい、あるいは漁業技術を学ぶための研修機関をつくつてほしい、こういういろいろな要望がございす。私どもは、それが真にその国との友好に寄与し、またその開発途上国の民生の向上に安定に寄与するといふような場合におきましては、できるだけの協力を惜しまない。漁業協力財団というふうなものも政府の外郭機関としてあるわけでございます。そういうこともやりまして、そしてその国の沿岸漁業等を振興させて、その国で需要を満たし、余剰がある場合に、そしてわが国に心のあるものはわが国にも輸出してもらつて、そういうような相互の利益になるような仕組みで、今後開発途上国等との実績の確保といふことにつきましてはやつてま

いりたい、このように考えております。これは国によつていろいろ違ひまして、入漁料だけで片づくところもございすし、いろいろなものをかみ合せて協力関係をつくつていかなければならない、そういうところもございすから、一概に入漁料は一体幾らになるのだといふようなことは、いままで申し上げるようなはつきりした数字が出てこないわけでございます。また、今後強力に漁業外交、二国間交渉等をやつてまいる考えでございますから、できるだけ実績を確保するように努力をしていきたい、こう思つております。

○加地委員 それでは、基本的に重要な問題を最後にお尋ねいたします。領海といふのは領土と同じく、その国の主権の強く及ぶところでございます。ところが、今回二百海里に準拠して領海法といふものが提案されておりますけれども、特定海域においては、基線からその外側三百海里の線とあえてしなければならなかつた理由が私たちにわからないわけなんです。私たちの政見、新自由クラブの方も、国際海峡についての外国船の無害の通過については十分尊重する案を早くから出しておるわけでございます。大原則として二百海里を全部引いてしまつて、ただ国際海峡についてはいわゆる自由通航帯といふものを設定していく、こういう考えでございます。

政府の方方は、あえてなぜ二百海里といふところを三百海里というように、いわゆる日本の国の主権の及ぶ範囲を九海里も狭められたのか、その点がどうも納得できないのでございすけれども、実質上どうなんですか。われわれの政見が提案しておりますところの、二百海里を完全にやつてしまつて、そして国際海峡についてはいわゆる自由通航帯を設けることでは、政府の方方はどうして何かぐあひが悪い理由があるのでしょうか。

○鈴木国務大臣 これは先ほど正森さんにもお答えをしておるのでありますが、わが国は海洋法会議におきまして、現在の通航制度、無害通航より

もより自由な通航制度を主張し、また海洋法会議におきましても、それが有力な意見として、そういう方向に収斂されつつある、こういうことでございます。

わが国は海洋国家であり、海運国家であり、また近代工業国家として貿易の自由、すべての自由を求めている、そういう立場に立つて国連海洋法会議でそういう主張をしておるわけでございますから、わが方におきましても、いわゆる五海峡、国際海峡等につきましては、当分の間現状のままとする、こういうことを領海法の骨子としまして御審議を願っておるわけでございます。新自由クラブのシーレーンを設けるといふ御意見、これも私よく承知をし、勉強もしておるわけでございますけれども、この点につきましては、いま申し上げたようなことで、わが方は海洋法会議でそういう主張もし、その線で今回のいわゆる国際海峡についてもそういう取り扱いをしておる、こういうことを御了解を賜りたい、こう思うわけであります。

○加地委員 最後に、大臣の考えと私の考えとほとんど一致するのでございますけれども、一番基本的なこの三海里に領海を、みずから自分の首を締めるように縛ってしまったという点については何とも、一時間御質問させていただきましてけれども、まだみぞが埋まらないという状況でございます。いままでどうおっしゃったかは、それはそれとして、過ちであるということをお悟りになるであらうと思います。そのときには、過ちを改むるにはばかることなれというところもございします。どうか、われわれの考え、これこそが日本の国益にも合致するものであると思ひますので、最後まで御考慮を願ひたいと思ひます。

以上で終わります。

○鈴木国務大臣 私どもは過ちを犯しておるとは毛頭考えておりません。しかし、この問題は各党におきましてそれぞれの考え方があつたわけでございます。それゆゑにこそ、政策担当者、責任者間でお話し合いも願つておる、こういうことでござ

いまして、党首会談におきましても、二百海里法の問題、あわせて領海法の問題につきましても各党間でお話し合いをしておる、こういう段階でございまして、私どもは間違つた、誤つた案をここに提案をしておるということではないということを確認に申し上げて、これに対しても御理解を賜りたいということを申し上げておく次第でございます。

○金子委員長 次回は、明二十二日金曜日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十三分散会

昭和五十二年五月十日印刷

昭和五十二年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K